令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会(第1号)

- 1. 会議招集日時 令和3年6月2日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前11時19分

3. 議員の出欠状況

議席 番号		氏	名		出欠等 の 別	議席 番号		氏	名		出欠等 の 別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	夫	出
7	花	Щ	大	志	出	8	Ш	上	淳	司	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦 嶋山英二 教 育 長 松嶋良治 企画財政課長 健康子育て課長 小 川 公 一 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 総務防災課長代理 立川人士 企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総合政策監 安 部 正 和 総務防災課長 堀 賢 一 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹 福祉介護課長 稲 田 由紀子 建設課 長 渡邉孝一 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 矢 掛 寮 長 西山弘之 企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋 裕文

書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第5 発議第3 号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(矢掛町税条例等の一部を改正する 条例制定)
 - 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第3号)}
- 日程第7 報告第 1 号 令和2年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
 - 報告第 2 号 令和2年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について
 - 報告第 3 号 令和2年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
- 日程第8 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起 について
- 日程第9 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定について
 - 議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)について
 - 議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について

午前9時30分 開会

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。

今年は、例年になく5月中旬に梅雨入りしており、長雨が心配されているところでございます。また、 高齢者のコロナウイルスワクチン接種も5月17日から開始しております。皆様には何かと御多忙の中 を御出席いただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれては、診療業務のため、本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告を申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(土田正雄君) 日程第1,会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、8番川上淳司君と、9番浅野 毅君を指名いた します。

日程第2 会期の決定

○議長(土田正雄君) 日程第2,会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日2日から10日までの9日間といたしたいと思います。 これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日2日から10日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

〇議長(土田正雄君) 日程第3,諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

〇町長(山野通彦君) 皆さん,おはようございます。本日は,令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会を招集いたしましたところ,議員の皆様には,公私とも何かと御多用な中,御出席いただきまして,まことにありがとうございます。

さて、先月15日に気象庁から、中国地方で梅雨入りしたとみられるという発表があり、中国地方では、統計史上2番目に早い梅雨入りとなりました。また、先月20日からは、多くの防災情報をわかりやすく整理し、避難に結び付ける目的で導入されております、大雨警報レベルの情報が変更されました。具体的には、避難勧告という言葉を無くして、避難指示に一本化されました。ふだんから住んでいる地域の災害リスクに関心を持っていただき、気象情報を小まめにチェックするなど、災害の恐れがある場合には、早目早目に避難の行動を起こしていただきたいと思います。町といたしましても、常に危機感、緊張感を持って、災害発生時には迅速な対応が行えるよう、万全を期してまいります。

そして、新型コロナウイルス感染症についてでございますが、イギリス型変異株が猛威を振るい、現

在10都道府県に緊急事態宣言が発令されております。岡山県でも、先月16日から発令になり、感染抑制に向けた行政協力のお願いが出ており、緊迫した状況となっております。

矢掛町では、新型コロナワクチンの高齢者の接種について、後ほど報告事項にて詳細は申し上げますが、町内医療機関の先生方の御協力いただきながら、非常に順調に進めております。町民の皆様には、感染防止のために行動制限を求められる中、自粛生活で心身共に疲れている方もおられると思いますが、今は我慢の時であります。引き続き、不要不急の外出を避けるなど、大切な命やふるさとを守る行動を取っていただきますよう御協力をお願いをいたします。

さて、本日御審議をお願いいたします案件は、人事案件について1件、専決処分の承認を求めることについて2件、令和2年度一般会計予算の繰越明許費についてなどの予算繰越の報告について3件、訴えの提起案件1件、条例の一部改正について7件、一般会計ほか補正予算について4件の計18件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。なお、本定例会におきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告第1号、新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、御報告申し上げます。新型コロナワクチン接種につきましては、当初ワクチンが3月末から供給されることを前提に、矢掛町は、医療関係者が協議し、1日矢掛病院主体で2レーンで集団接種による実施を決定しております。そのときに、開業医の先生方は、いつでも協力すると約束をしてくださっておりました。

しかし、2月に入って、県は、市町村相互乗り入れの個別接種方式の実施を発表しましたが、矢掛町の方針は変更せず、実施目標を作成してきました。こうした中、政府は、高齢者のワクチン接種を7月末までに終了させる旨を発表し、7月末までの接種終了のための接種計画の見直しを求める通知がまいりました。このような状況を踏まえ、4月30日、連休前、町内の医療機関に向けて、協力をしていただくという前提の中で、集団接種への協力、個別接種への移行確認についてのアンケート調査を実施しました。その結果を元に、5月13日木曜日、町内医療機関の先生方との協議の場を設け、新たな体制について協議をいたしました。

名部事業管理者から、「町長、ワクチンの供給は大丈夫ですか」とワクチン確保についての不安の声がありました。それを受けて、町長自らワクチン確保の見通しの、ある意味では担当になりながら、確保の確認をいたしました。

その見通しが立った上で、集団接種については、町内医療機関の先生方の御協力をいただき、1日最大接種件数 180 人を予定しておりましたが、270 人に拡大することといたしました。また、個別接種につきましても、町内の7医療機関で、6月から、つまり、昨日から実施いただけることとなり、集団接種方式から、個別接種を加えた2方式に切り替えました。

このように、矢掛病院や町内の医療機関の先生方の御協力により、矢掛町でも、7月末までの高齢者へのワクチン接種関連のめどが立っております。

ワクチン接種の予約についてでございますが、多少状況を申し上げます。5月10日から、予約開始をしておりますが、全国の状況を見て、開始当初はある程度の混乱を予想し、コールセンターの対応職員を1名増員し、電話回線も1回線増設をして対応いたしましたところ、開始から3日間程度は、1日中電話が掛かり続けるような状況でしたけども、その後は落ち着いた状況となっております。

また、インターネットでの予約につきましては、開始当初に予約サイトへアクセスしにくい状況もご

ざいましたが、回線がダウンするような事態はなく、大きな混乱はございませんでした。

今後の、まず予約のスケジュールでございますが、高齢者については、集団接種は、6月1日時点で3,858件。6月1日現在で3,858件、これは集団接種です。対象者の73.6パーセントの予約があります。個別接種のほうは、5月末時点で約500件を超える予約を受けております。ということは、トータルでは80パーセントを超えておるという状況になります。

次に、一般の方の予約につきましては、6月10日から基礎疾患をお持ちの方。これが、5月28日 現在では162人。締切りを今日までにしておりますが、希望者の方の、いま、希望を採っておるという 状況であります。

それから、6月15日からは、60歳から64歳までの方の、約1,000人ぐらいになろうかと思いますけども、優先予約を開始いたします。

そして、一般全対象者は、6月22日から予約を受け付けるという予定にしております。

そこで、いま、10分前、担当課長のほうから情報が入りました。テレビ報道でも、聞かれておりますけども、12歳から15歳までの情報、聞かれてると思いますが、いま、国のほうはこれを対象にするという情報が入りました。いうことは、これから、予約発信等の準備をしていくというふうになろうと思いますが、「課長、これどうするの」と言いましたら、「やっぱり夏休み対応でいくようになるんではないでしょうか」という情報です。これ、いま、10分前の情報です。

では、次はですね、今度接種ですね。今のは、予約の話をしました。次は、接種についてでございますが、実施の順番。まず、私は、医療従事者のほうを対応するように手配をしてまいりましたが、矢掛町の約380人。もう全員が、医療従事者、終了しております。それから、高齢者福祉施設等2番目に、ここへ指示を出しておりまして、これももう、現在ワクチンの手配はできておりまして、対象施設が約8か所ございます。今、進行中でございますが、6月25日までには2回目まで全部終了するという手配までしております。

それを受けて、5月17日から高齢者へのワクチン接種を開始をしておりまして、5月末現在で1、190人の高齢者。率にして、約21.4パーセントの方が1回目の接種を終了しております。そして、2回目のスタートは、来週の月曜日ですかね。これがもう、第2回目が始まります。

この過程の中で,集団接種の会場で接種者の状況でございますが,接種後に体調不良を訴えた方は, これまでのところ,いらっしゃいません。

ワクチン接種につきましては、スピードを第一に、一日も早く希望の方に接種をするという姿勢を取りながら、矢掛病院や町内の医療機関の先生方の協力をいただきながら、町民の皆様への安全なワクチン接種を進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましても御理解いただきまして、それぞれのお立場での御協力をよろしくお願いをいたします。

報告第2号,成年年齢引下げによる令和5年以降の矢掛町成人式について,御報告申し上げます。令和4年4月1日から,民法の一部を改正する法律が施行され,成年年齢が18歳に引き下げられることになりますが,令和5年以降の成人式は,町教育委員会で議論した結果も踏まえ,現行と同じく,対象年齢は20歳。開催時期は1月といたします。

主な理由といたしましては、対象年齢を18歳とした場合、多くの人が受験や就職活動と重なり、出席が困難になるということ。対象年齢を20歳にすることで、対象者も参加しやすくなり、地域のつながりを再認識する場となることが期待できます。また、対象となる世代の意見として、矢掛町在住の矢

掛高校の1・2年生を対象にしたアンケートを実施したところ、67パーセントが、20歳、1月開催 という結果でありました。

県内で、令和5年以降の成人式対象年齢について公表している市町についても、20歳で開催するという状況であります。

成人式の名称については、今後、教育委員会と協議の上、決定いたしたいと思います。

報告第3号,矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について,御報告申し上げます。矢掛町土地開発公社につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和2年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和3年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算書をお手許に配付させていただいて、御報告させていただきます。

主な事業活動につきましては、定住促進対策として住宅用地の販売を進めておりますが。令和2年度は、11区画を売却し、東川面第3分譲地は完売をいたしました。現在、東川面高通分譲地、里山田分譲地を販売中でございます。また、江良地区の工場用地の追加取得及び造成を行い、矢掛地区と小田地区の住宅用地の造成等に向けて進めております。

定住対策及び工場誘致につきましては、引き続き、積極的な事業展開を図りたいと思いますので、御 理解、御協力をよろしくお願いを申し上げます。

報告第4号,一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について、御報告を申し上げます。矢掛町観光交流推進機構につきましては、地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の第1項の規定に基づきまして、その経営状況について、令和2年度事業報告及び決算並びに令和3年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき、御報告させていただきます。

この矢掛町観光交流推進機構は、本町における多様な観光資源の魅力を最大限に生かし、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、観光地経営の視点に立ち、関係者と協働しながら戦略策定及びその着実な実施を行い、観光地域づくりを実現するために、町の100パーセント出資により、平成31年4月に発足し、日本版DMO登録に向け、令和元年8月に日本版DMO候補法人の認定を取得しております。

主な事業活動につきましては、観光分析事業、誘客促進事業、観光資源魅力化事業、農泊推進事業、 まるごと道の駅構築事業、観光情報発信事業、インバウンド推進事業等の観光まちづくりを推進するための事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策のための各種事業を実施しております。

まるごと道の駅構想や,重要伝統的建造物群保存地区の選定,無電柱化等を契機に,この矢掛町観光 交流推進機構と連携を深め,アフターコロナを見据え,更なる賑わい創出による,まちの発展を図りた いと思いますので,御理解,御協力をいただきますようお願いいたします。

報告第5号,第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について,御報告申し上げます。議員の皆様のお手許に配付しておりますので,御覧いただきたいと存じます。

この計画につきましては、老人福祉法と介護保険法に基づきまして、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、保健福祉サービスと介護保険サービスを総合的に展開することを目指すものであります。なお、介護保険事業計画には、これまでの実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年の介護保険サービス等の利用量の推計を行い、第1号被保険者の介護保険料を算定しております。

この計画の策定に際しましては、昨年8月に設置いたしました策定委員会にお諮りし、慎重な審議を いただくとともに、対象者のニーズ調査を実施するなど、多くの御意見を反映した答申をいただいたと ころでございます。 御尽力いただきました委員の皆様を始め、調査に御協力いただいた皆様に、この場をお借りして厚く 御礼を申し上げたいと思います。なお、計画書の詳細な内容につきましては、広報紙やホームページ等 で、住民の皆様方に十分周知するとともに、今後、計画に沿った施策を展開してまいりたいと考えてお りますので、その推進に一層の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第6号,主要地方道 笠岡美星線交通規制について,御報告申し上げます。議員の皆様のお手許に位置図を配付いたしておりますが,矢掛町小田地区及び宇内地区における主要地方道 笠岡美星線におきまして,岡山県では,道路構造物の損傷に伴い背後斜面を調査したところ,地滑りの兆候が見受けられることから,本年度より地滑りに対する調査を実施するとの報告がありました。

これに伴いまして、6月7日月曜日より、片側交互通行の道路規制を実施いたします。調査期間については、おおむね2か年程度を見込んでおり、調査期間中、地滑り等の兆候が見られるなど、状況に変化があった場合には、全面通行止めの措置を講ずる方針であります。

議員並びに町民の皆様には長期間にわたり、御不便をお掛けいたしますが、災害防止の観点から御理解をいただくとともに御協力をよろしくお願いをいたします。

報告第7号,第71回社会を明るくする運動教育講演会の延期について、御報告申し上げます。7月は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪の無い地域社会を築こうとする、社会を明るくする運動の強化月間として、全国一斉に展開されます。

この一環として、本町でも、来たる7月1日木曜日午前9時から、町内一円の啓発パレードを予定しております。なお、教育講演会を開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、本年11月に延期予定といたしました。

町民の皆様,また,議員の皆様におかれましては,それぞれのお立場で,犯罪や非行の無い社会,安全で安心な暮らしをかなえるため,御理解と御協力をいただきますよう,お願いを申し上げます。 以上です。

○議長(土田正雄君) 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、 お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出 されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長(土田正雄君) 日程第4,議案第41号,固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) 日程第4, それでは、議案第41号, 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてにつきまして、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります、小野弘隆氏の任期が、本年8月31日をもって満了し、引き続き小野氏を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、お手許に配付しております資料番号1を御覧いただきたいと存じます。再任ということでありますので、簡単に紹介させていただきますと、小野氏は、令和2年6月からこの審査委

員会委員をお願いしておりまして、今回、再任をお願いするものでございます。

任期は、本年9月1日から3年でございます。なお、選任後の審査委員会の委員は、神田雅則氏、岸野憲二氏に小野氏を加えて、3名でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(土田正雄君) 説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第41号は、原案のとおり同意することに決して、 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第41号、固定資産評価審査委員会委員の 選任に同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第5 発議第3号 矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長(土田正雄君) 日程第5,発議第3号,矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。なお,本案件に対する提出者からの提案理由の説明は,会議規則第39条第2項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は、省略することに決しました。

これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第3号は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号、矢掛町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

日程第6 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(矢掛町税条例等の一部を改正する 条例制定)

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町介護保険特別会

計補正予算(第3号)

○議長(土田正雄君) 日程第6,議案第42号及び議案第43号を一括議題といたします。提案理由 の説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) それでは、議案第42号及び議案第43号の専決処分の承認を求めることについて2件、一括して提案理由を御説明を申し上げます。

両議案とも地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、この議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、議案第42号につきましては、先の3月議会の最終日に開かれました全員協議会におきまして、 本年度におきます税制改正の要点と関係法令の施行後に専決処分を行う予定であることの報告をさせて いただいたところでございます。

まず、議案第42号、矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方税法の改正に基づきまして、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、家計の暮らしを支えるため、固定資産税評価替えの対応や住宅ローン控除の特例の延長等を行うものでございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第43号、令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額の変更は行わず、予算の組替えのみとなっております。

内容といたしましては、保険給付費の決算見込額の増額により、地域支援事業費より予算の組替えを 行うものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、条例改正及び補正予算に関します専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明で ございます。よろしくお願いをいたします。

- ○議長(土田正雄君) 次に議案の説明を求めます。町民課長。
- **○町民課長(妹尾茂樹君)** 〔議案第42号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(稲田由紀子君) 〔議案第43号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 提案理由及び議案の説明が終わりました。

日程第7 報告第 1 号 令和2年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第 2 号 令和2年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について

報告第 3 号 令和2年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

〇議長(土田正雄君) 日程第7,報告第1号から報告第3号までを一括議題といたします。それでは報告を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) 日程第7, それでは、報告第1号から報告第3号までの各会計の繰越しについてでございますが、報告第1号の一般会計につきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、令和3年度への予算を繰り越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、議会に提出し、報告させていただくものであります。報告第2号及び報告第3号の公営企業会計につきまして

は、地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和3年度へ予算を繰り越し、地方公営企業 法第26条第3項の規定によりまして、この議会に提出し、報告させていただくものでございます。

まずは、報告第1号、令和2年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが、昨年 12月及び本年3月定例会におきまして、繰越しの決定をいただいております財産管理事業など16事業で、4億7,828万5,000円を、令和3年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、報告第2号、令和2年度矢掛町水道事業会計予算の繰越しについてでございますが、今回、報告いたします繰越事業は、上水道事業で913万円を令和3年度へ繰越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、報告第3号、令和2年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについてでございますが、今回、報告いたします繰越事業は、矢掛浄化センター増設事業で、1億672万円を令和3年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(土田正雄君) 次に詳細な説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔報告第1号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(平井勝志君)** 〔報告第2号・報告第3号について説明記載省略〕
- **○議長(土田正雄君)** 報告が終わりました。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号、令和2年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について、報告第2号、令和2年度矢掛町水道事業会計予算の繰越しについて、報告第3号、令和2年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越しについての報告を終了します。

日程第8 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起 について

○議長(土田正雄君) 日程第8,議案第44号,矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。議案第44号については、秘密会を開いて審議いたしたいと思います。 秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し、かつ討論を用いないで可否を決定することに規定されております。よって、直ちに起立により採決いたします。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立所定数以上]

〇議長(土田正雄君) はい,ありがとうございました。出席議員は11名であり,その3分の2は8名であります。

ただいまの起立者は11名であり、所定数以上であります。よって、秘密会を開くことは可決されま

した。

それでは、議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人の退場をお願いいたします。 [退場]

[以下秘密会]

○議長(土田正雄君) 秘密会により退場した者が入場するため、暫時休憩いたします。休憩。 [暫時休憩] 〔入場〕

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定について

議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定 について 議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について

議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)について

議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について

○議長(土田正雄君) 日程第9,議案第45号から議案第55号までを一括議題といたします。提案 理由の説明を求めます。町長。

〇町長(山野通彦君) それでは、議案第45号から議案第51号につきまして、提案理由を御説明申 し上げます。

議案第45号から議案第51号までにつきましては、条例の一部改正に関するものであり、いずれも地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。

まず、議案第45号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の 改正は、個人番号通知カード制度の廃止及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 に関する法律の一部改正に伴いまして、通知カード及びマイナンバーカードの再交付手数料の規定が不 要となるものでございます。

詳細につきましては,町民課長が説明いたしますので,よろしくお願いをいたします。

次に、議案第46号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、現在たかつま荘内にございます子育て支援センターを、旧川面幼稚園の園舎に移転することに伴う改正でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に,議案第47号,矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてでございますが,今回の改正は,国の省令改正に伴う小規模保育事業の連携施設に関する改正でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に,議案第48号,矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが, 今回の改正は,国の法改正に伴う新型コロナウイルス感染症の定義に関する改正でございます。

詳細につきましては、健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第49号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者等への傷病手当金の支給適用期間を令和3年9月30日まで延長するものでございます。

詳細につきましては,健康子育て課長が説明いたしますので,よろしくお願いをいたします。

次に、議案第50号、矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、心身障害者医療費給付の支給基準としている、国民年金法施行令等の一部改正により、受給者に意図せざる影響や不利益が生じないようにするものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に,議案第51号,矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが,今回

の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について、対象期間を1年間延長 し、令和4年3月31日までとするものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第52号から議案第55号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。なお、議案第52号、議案第53号及び議案第55号の一般会計、介護保険特別会計及び横谷財産区特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第54号の矢掛町病院事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第52号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正額は7,700万円の増額で、補正後の予算総額は、81億9,100万円となっております。

主な内容といたしましては、お手許に配付しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。まず、総務費へは、防災対策として、大雨時に冠水することの多い西川面の国道周辺における対策といたしまして、中溝排水路の改修に係る経費を計上いたしております。また、民生費では、大仁五児童遊園への遊具設置や、国の施策として、低所得の子育て世帯の内、ひとり親以外の世帯を対象に、生活支援のための特別給付金を支給するための所要の経費を計上いたしております。衛生費では、新型コロナウイルスのワクチン接種について、国の要請を受けまして、7月末までに高齢者への接種を完了するため、町内開業医の先生方への御協力もいただき、接種体制を拡充するための所要の経費を計上いたしております。商工費では、地方創生推進交付金を財源としまして、更なる賑わいづくりのための各種事業を行うやかげDMO等への補助金等を計上いたしております。また、土木費では、がけ地近接等危険住宅の移転に対する補助を、教育費では、美術館での特別展開催のための所要の経費等を計上いたしております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第53号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正は、保険事業会計で歳入歳出それぞれ300万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、19億6,800万円とするものでございます。

内容といたしましては、介護報酬改定等に伴います電算処理委託料でございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に,議案第54号,令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)についてでございますが, 主な内容といたしましては,新型コロナウイルスワクチン接種委託に伴うもので,収益的収入は一般会 計からの受託収入を,収益的支出は集団接種時における町内開業医の接種協力に伴う委託料の補正予算 を行っております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第55号、令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、今回の補正額は、50万円増額するものでございまして、財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細につきましては、企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第45号から議案第55号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

〇議長(土田正雄君) お諮りいたします。議案の説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、10時55分まで休憩します。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

- ○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、議案の説明を続けます。町民課長。
- **〇町民課長(妹尾茂樹君)** 〔議案第45号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 健康子育て課長。
- **○健康子育で課長(小川公一君)** 〔議案第46号・議案第47号・議案第48号・議案第49号について説明記載省略〕
- 〇議長(土田正雄君) 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(稲田由紀子君) 〔議案第50号・議案第51号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第52号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 福祉介護課長。
- ○福祉介護課長(稲田由紀子君) 〔議案第53号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 病院事務長。
- **〇矢掛病院事務長(稲田欽也君)** 〔議案第54号について説明記載省略〕
- **〇議長(土田正雄君)** 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(松嶋良治君)** 〔議案第55号について説明記載省略〕
- ○議長(土田正雄君) 提案理由及び議案の説明が終わりました。

○議長(土田正雄君) お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議を明日3日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、明日の午前9時30 分から再開と決しました。

それでは、これをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。

午前11時19分 散会

令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会(第2号)

- 1. 会議招集日時 令和3年6月3日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前11時41分

3. 議員の出欠状況

議席	氏		名		出欠等	議席	氏		名		出欠等
番号					の別	番号					の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	夫	出
7	花	Щ	大	志	出	8	Ш	上	淳	司	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

長 町 山 野 通 彦 嶋 山 英 二 教 育 長 松嶋良治 企画財政課長 健康子育て課長 小 川 公 一 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲 田 欽 也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 総務防災課長代理 立 川 人 士 企画財政課財政係長 石 井 亮太郎

総合政策監 安 部 正 和 総務防災課長 堀 賢 一 町 民 課 長 妹 尾 茂 樹 福祉介護課長 稲 田 由紀子 建設課 長 渡邉孝一 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 矢 掛 寮 長 西山弘之 河 上 昌 弘 企画財政課長代理

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋 裕文

書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 7番, 1番, 5番, 2番, 8番, 9番

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き御苦労さまです。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 7番, 1番, 5番, 2番, 8番, 9番

〇議長(土田正雄君) 日程第1,一般質問を行います。なお,一般質問は,通告以外は質問できません。また,不適切な発言には十分注意して発言していただくよう,よろしくお願いします。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は、6名の方々であります。質問の順序は、通告の順といたします。まず、7番花川大志君お願いします。7番、花川君。

〇7番(花川大志君) 議席 7番,花川でございます。質問に先立ちまして,現在,実施されております,新型コロナワクチン接種に携わっておられる医療従事者及びコールセンターの方々,また,町担当課を始め,町職員の皆様の御苦労に対し,心から慰労と感謝の意を申し上げます。我々町民が,迅速,適正に安心してワクチン接種ができますよう,まだまだ長丁場になると思われますが,引き続き御尽力くださるよう謹んでお願いを申し上げます。

それでは、通告事項であります、公共施設の在り方として、地域需要に即した用途変更等の取組に対する町当局としての御見解をお聞きしたく、早速、質問を始めさせていただきます。

現在、本町にはさまざまな公共施設があり、その設置目的が示す範囲において、利用希望者の求めに 応じて使用許可がなされ、広く公益に供されていると承知しております。各施設の利用頻度や重要度な どは、施設ごとにさまざまと思われますが、ここで申し上げる公共施設とは、文化センターや農村環境 改善センターといった、主な利用対象を全町民及びそれらを含むさまざまな任意の団体。また、利用目 的も、全町的な内容の催しや会合、事業を行える施設を対象とするものであります。各地区一定地域の 町民を主な理由対象とした施設、例えば、公民館や公会堂といったものを含んではおりません。

その上で、質問をわかりやすく進めるために本質問で問いたい対象施設の一つとして、川面公民館に 隣接し設置されている、矢掛町川面農産加工所という施設を事例に質問を進め、公共施設の保持運営に 関する提案を申し上げたいと思います。

この施設は、設置されて以来、さまざまな地場農産品の加工への研究と開発の拠点として、町民に有 効利用されてきました。しかし、時がたち、現在の状況は、設置目的を必ずしも果たせているとは言い 難い現況が見受けられます。

このような場合,公共施設の在り方としては、今後どういった対処と方向性を定めることが、町民利益にかなうであろうか等々を質疑応答の中で確認したいと考えます。

矢掛町川面農産加工所は、水田農業推進事業の一環として、町において設置条例が制定され、同条例施行とともに運用が開始されました。これは、地元、川面地区内に、やる気を持って農産物加工に取り組まれている方々のグループによる熱心な施設設置の気運が盛り上がりを見せ、議会の先輩であります故片岡昭三議員さんを始め、地域住民の熱心な要望活動が実を結び、全町民を利用対象とした施設として、他の6地区に先駆けて、川面地内、現在の場所に設置されたと聞き及んでおります。

まず、改めて、この施設の設置目的と直近5年間の利用状況ほか施設の主な概要について、担当課に

御答弁を求めます。

- 〇議長(土田正雄君) 産業観光課長。
- **○産業観光課長(妹尾一正君)** 7番,花川議員さんの御質問,矢掛町地域農産加工所について,産業観光課からお答えします。

まず、第1点目の御質問、矢掛町川面農産加工所の設置目的と現在の利用状況ほか施設の概要について、御説明します。平成13年3月12日付け条例第14号の矢掛町地域農産加工所設置条例第1条に目的及び設置について、"農作物の加工による高付加価値及び関係農作物の生産性の向上を図るため、地域農産加工所を設置する"と定められております。また、同条例第3条に、その目的を達成するための事業を掲げております。"(1)農作物の加工による高付加価値化の研究(2)農作物の加工製品の開発・研究(3)加工用農作物の生産推進(4)前3号に掲げるもののほか、農産加工所の目的達成に必要な事業"以上でございます。また、同条例第2条により、地域農産加工所の名称及び位置でございますが、名称は、"矢掛町川面農産加工所"、位置は、"矢掛町西川面1371番地2"と定められております。

次に、直近5年間の利用状況につきましては、平成29年度から平成30年7月までの間、川面地区の方で構成されていた生活交流グループによる計画的な年間の使用がありました。平成30年7月豪雨災害の影響もあり、同グループが同年7月をもって解散されて以降、利用実績がない状況です。

次に、施設の概要でございますが、平成12年度に川面地区の方――生活交流グループの方の強い要望があり、平成12年度単県水田営農推進事業による岡山県の補助金を活用して、矢掛町が整備した施設です。鉄骨造の延床面積は75平方メートルで、調理室・下処理室等を備えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(土田正雄君)** 花川君。
- **〇7番(花川大志君)** 御答弁によりますと、この施設は、農産物の加工による高付加価値化及び関係 農産物の生産性の向上等々を目的とし、それらを達成するための開発研究をもって、加工用農産物の生 産推進に資する事業を行う拠点であると理解できました。

この設置目的と推進すべき事業内容は、いま、正に進められている矢掛を訪れた方々へのおもてなし として、にぎわい創出のソフト事業の一つである、矢掛ならではのお土産物など販売商品開発の基盤施 設となり得ると考えられます。

観光元年宣言以降、農産加工品という矢掛町産直商品の開発には、一定の期待が持たれてきました。 矢掛町ブランド認定品などもその一環と思っております。現在、こういった商品としては、みかわてら すさんのピクルスやディップソース。また、水車の里フルーツトピアさんの果物を使ったジャムほか、 さまざまな開発商品があり、贈物やお土産物に大変好評を博しているとお聞きしています。

これらの実態は、本町行政が取り組んださまざまなにぎわい創出事業や各種施策により、官民一体となって生み出された、ひとつの成果物であると私は思っております。

しかし、そういった農産加工商品は、それぞれの団体の自社の厨房で企画開発されたものであり、川 面農産加工所において商品化の研究や開発が行われたものではありません。

あくまでこれらは一例ですが、時代の変化とともに、農産物の加工製品の研究開発等を行う主体は多種多様に広がっており、これを利用目的とする公共施設としての需要は、量的にも質的にもを変化していることが見て取れるわけであります。

そこで、次のことについて伺います。

当該加工所は、御答弁にもありましたとおり、この約2年間、施設利用の実績がありません。この状態が続くようであれば、施設も施設内の什器も劣化が懸念されます。今後の運用を含め、この施設が、町民の利益に供されているか否かの判断は、どういうかたちでなされるのでしょうか。また、適正な施設の運営を図るために、担当課としてはどういう働き掛けをなされているのでしょうか。そして、農産加工所の設置趣旨と現状の利用状況とがかい離していると判断される場合、どういう対処が可能となるのでしょうか。さらに、対処の選択肢の一つとして、この施設の用途変更は含まれるでしょうか。

以上の点について、再質問として担当課長に御答弁を求めます。

- **〇議長(土田正雄君)** 産業観光課長。
- **○産業観光課長(妹尾一正君)** 7番,花川議員さんの御質問,矢掛町地域農産加工所の再質問について,産業観光課からお答えします。

第1点目,第2点目の御質問,時代の変化とともに公共施設の需要が量的・質的に変化した場合,当 該施設の使用目的が町民の利益に供されているか否かの判断はどういうかたちでなされるのか。また, 適正な施設の運営を図るためにどういう働き掛けがなされてきたかについて,御説明します。

矢掛町川面農産加工所を使用されるときは、先ほど申し上げました、矢掛町地域農産加工所設置条例第4条第1項により、町長の許可を受けていただく必要があります。なお、同条例第4条第1項で許可を受けた場合の使用料につきましては、同条例第7条別表に定められております。同条例第4条第1項で許可を受けた方が、同条例第3条に掲げる事業に使用する場合は、使用者が町内の方は無料、町外の方は1時間当たり300円。同じく、同条例第4条第1項で許可を受けた使用者が町外の方で、同条例第3条に掲げる事業に使用する場合は、1時間当たり300円、同条例第4条第1項で許可を受けた使用者が町外の方で、同条例第3条に掲げる事業以外で使用される場合は、1時間当たり600円の使用料となります。

また、広報やかげや矢掛町公式ホームページ等を通じて、当該施設の利用の広報に努めております。 なお、これまで、3件の施設希望の利用見学対応を行っております。

次に,第3点目,第4点目の御質問,設置趣旨と現状利用状況とがかい離していると判断される場合, どういう対処が可能となるのか。また,その対処に用途変更は含まれるのかについて御説明します。

矢掛町地域農産加工所使用許可申請書が提出された場合には、先ほど申し上げました矢掛町地域農産加工所設置条例に基づきまして使用許可の判断をすることと考えております。なお、かい離していた申請はございませんでした。また、用途変更につきましても、先ほど説明いたしましたとおり、同条例第7条別表により、同条例第4条第1項で許可を受けた使用者は、同条例に基づき使用料をお支払いいただくこととなると考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(土田正雄君)** 花川君。
- **〇7番(花川大志君)** 至極適正かつ直接的な御答弁をいただきましたが、今次質問の根底にある趣旨は、冒頭申し上げましたとおり、公共施設がその設置目的を果たせていない場合、どのような対処対応が町民利益にかなうかということなのであります。

その上で、質問の中で私が発した、設置趣旨と現状がかい離していると判断される場合の対応とは、 設置者に使用許可の判断を仰ぐうんぬんのことではなく、公共の財産たる施設の運用状況が、常に設置 目的を果たす状況にあるか否かの判断を、担当課としては、いつの段階でどう判断されるのかという問 いなのであります。再度申し上げますが、この公共施設は、約2年間、一度も使用されていないのです。

もっともこれは、我々町民が、こういった施設を能動的かつ有効に利用していない実態とも言えるわけですけれども、そもそも農産品加工の開発研究を行う施設としての需要の有無。また、前段申し上げました地場農産物を使った商品の研究や開発を行う主体の多様化も相まって、この施設の機能は、時代とともに変化していることへの気付きが必要なのではないかと私は考えているわけであります。

施設の役割が終わったとは、決して思っておりませんが、このままの状態では、厨房機器も含め、施設の適切な維持管理が懸念されます。

つまり、前段の質問では、担当課として、施設の機能を適正に提供できる状態で保持運営されるには、 どういう対処をお考えなのかを問うたのですが、御答弁では利用手順の内容のみの回答でございました。 そこで、通告書にも明記しております、用途変更。昨今では、公共施設のコンバーションとの表現も されていますが、これについて、提案も含め、執行部の御見解をお聞きしたいと思います。

公共施設は、建設されてから後、年を追うごとに変化する需要との不整合に陥ることが少なくなく、例えば、矢掛町役場も行政事務を行うに当たり、施設の老朽化が進む中で手狭となった旧庁舎から現在の新庁舎へ新築移転したことなどは、その一端と思われます。

一方、用途変更——コンバーションは、人口構成や地域需要の変化に対応できていない既存の公共施設を本来の設置目的や用途を変更することで、需要に応じた施設としての利用価値を再生するという、概要このような方策とのことであります。

ここ数年,利用実態の無い矢掛町川面農産加工所という既存の公共施設を,地域需要を模索した上で, この用途変更を行い,本来の使用目的を残しながらも我々町民が利用しやすく,汎用の効く施設として 再生し利用することは,ある意味,町民利益にかなうものとは考えられませんでしょうか。

ちなみに、地域需要の一端を申し上げますと、隣接する川面公民館さんが、地域行事等を運営する上で利用する物品や機材の保管場所として。また同じく、今年度から発足した川面地区地域ミニデイサービスさんの使用機材の収納場所としてなどは、すぐにでも対応が望まれる地域の要望事項であります。

とはいえ、この用途変更を行う場合、施設の設置過程における財源等に付された条件がハードルになること。つまり、目的外使用が許されない根拠があると思われますが、同施設はどういった事柄に該当し、どういったことが想定されるのかを問います。その上で、同施設に関する現在施行されている矢掛町地域農産加工所設置条例の一部改正を謹んで提案いたします。

担当課長の御答弁にもありましたとおり、同条例では、使用区分ごとに、この施設の使用料が設定されています。この区分においては、同条例の第3条に規定されている目的を達成するため以外の事業で利用する場合、つまり、目的外使用をする場合の利用料金が定められていますが、町内に住所を有する使用者、すなわち矢掛町民がこの施設を目的外で利用する場合は、使用料を無料にするという一部改正の検討です。これが具体的な提案内容でございます。

この一部条例改正がなされれば、地域の申請団体が負担なしで施設管理と並行した一部目的外使用が 可能となります。

かつて、この施設を有効に利用していた活動グループのように、年間使用計画を組み、厳正に管理運営規則の遵守を果たすことなどを条件にすれば、適正な維持管理と地域需要をもクリアした有意義な施設の保持運営体制が構築でき得ると推察いたします。

地域ミニデイサービスさんは、参加者への食事の提供を行うので、必然的に厨房機器を使用する状況

になり、数年間使われなかったガス台、冷蔵庫、各種調理器具、そして、水道など未使用ゆえの劣化減 耗から、恒常的な使用によって機能の保持がなされるという有意義な状況へと転換されるものと推察い たします。

そこで改めて, 再々質問として, 担当課にお伺いいたします。

用途変更を行う場合,施設の設置過程における財源等に付された条件及びルールに照らせば、どういうことが当該施設には想定されるのか、御答弁を求めます。また、提案につきましては、係る条例の扱いに関する事柄ですから、この際、町長にも御見解を伺いたいと思いますので、併せて御答弁をお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 産業観光課長。

○産業観光課長(妹尾一正君) 花川議員さんの御質問,矢掛町地域農産加工所の再々質問について, 産業観光課からお答えします。

用途変更を行う場合、施設の設置過程における財源等に付された条件がハードルとなることが想定されるかについて、御説明します。

矢掛町農産加工所につきましては、先ほど御説明しましたとおり、岡山県の補助事業、平成12年度 単県水田営農推進事業を活用して整備した、鉄骨造の施設です。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、その耐用年数は38年とされています。この期間内に施設に係る使用目的の逸脱等が生じた場合、同補助金の返還の必要性が生じてくることになります。このことから、当該施設は、使用目的等の維持に努めることが強く求められます。

次に、町民が川面農産加工所を目的外で利用する場合は使用料を無料にするという御提案につきまして、産業観光課の考え方を申し上げます。

矢掛町川面農産加工所の維持管理には、電気代・水道代等の経費が必要となります。なお、先ほど申 し上げました補助事業水田営農推進事業は、当該施設での町内の転作作物である大豆・麦・野菜等の利 用促進という内容の事業でございます。その事業目的に沿って、当該条例が制定されており、町民の方 がその目的に沿った利用は、特別に無料とされているという経緯がございます。原則として使用料は、 受益者負担で有料として、条例制定されているものであります。

産業観光課としましては、町民の方が川面農産加工所を目的外で利用される場合は、現行条例に基づいて使用料は有料という運用を行っていかなければならないと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) 花川議員のやる気十分のですね。地域の課題について、熱心に取り組まれていることに敬意を表したいというふうに思います。

言われますように、内容的には非常に複雑多岐にわたるような感じもいたしますが、私の要請は、最後にありましたように、係る条例の扱いについての御答弁という要請でございます。

ある意味では、それに絞って話をしたいというふうに思いますが。先ほどから、非常によう研究をされておりまして、その当時のことが。私もその当時、間接的にということしか言えませんが、詳しく。 平成13年の開設ということで、地元の熱烈な思いの中でですね。要望があり、そしてその当時の町長もですね、この補助事業を持って帰って建設できたというのはすばらしいし、その時点ではですね、この状態と利用者等のですね。それから、地元の意見を一体したものの条例でスタートしとるというふう に思います。そういう中で、非常に活発がゆえにですね、十何年か活動をしてこられた。その結果ですね、数年前にやめられたことに伴って、不幸かどうか、ちょうど災害が来ました。それから、いま、コロナになりましたという、いま、3年なんですよね。その要因もあるかと思いますけども、結果的には、十分利用されてないということに関しては、私自身も非常に気になります。そういうことの要望も、ずばり別表の項目で言われてますけども、私から言わせば、いま、課長の回答、聞いていますとですね。やっぱり、不完全燃焼。議員から言わせばですね、もう一言答えが欲しいというふうに聞かれます。

もう一回ですね、この条例もですね、非常に意味があるように思います。タイトルが、地域農産加工所。条例の中でですね、川面のところが入ってますが。その当時、ちょっと聞けばですね。これが、今後、各地域へ広がった場合の前提の条例というふうに取れるようでありますが。その点については、先ほどの成功例としてですね、川面とかいろいろ言われてますが。やはり、情報提供。そのへんがですね、ここの場で、開発等やられればですね、使える場所ですよというようなことは、十分協議にもなかったと思いますけども。

しかしながら、やはり、地域地域でやってくると、やはり、川面のとこへ全部寄ってくるようなこと はちょっと難しいと思いますね。そういう面からしてもですね、現実に合った状況の今かなというふう に思ってます。

そういう中で、もう一回ですね。いろいろなことを言われた中をですね、もう一回、条例の原点に立ち返って、どういう目的で、どういうふうにやったかいうのは書いてあるんですけど。それを現実としてですね、20年たった今、このままの条例で良いなのか、どうかということを検討してみる必要があるかなというふうに感じておりますので、いろいろなことを言われた経緯はわかりますが、それを含めてですね、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

〇議長(土田正雄君) 花川君。

〇7番(花川大志君) お互いに御答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

産業観光課長の御答弁からしますと、この施設については、設置以降38年間は用途変更は成し難く、 ゆえに農産加工所としての使用目的の維持は絶対であるとのことでありましたが、そういうルールがあ るのでしたら、これは、致し方ありません。補助金返還の必要性が生じるなら、なおさらのことでござ います。

しかし、そもそも使用実態がないことは、使用目的の逸脱以前の問題なのではないかと思うわけでして、そういったところに、用途変更への地域要望が派生していると私は感じております。

このことは、国の補助事業等の財産処分の取扱い。これは、所管省庁ごとにそれぞれ異なるかもしれませんが、この特例措置にも同様の見解が見て取れます。その内容は、地方公共団体が行う財産処分についてのもので、少子高齢化や社会経済情勢等の変化に対応するため又は既存ストック――この場合、既存ストックとは、公共施設である川面農産加工所という固定資産と私は解釈するわけですけれども、この既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るためならば、処分の制限された財産であっても、使用開始の日から経過年数が10年以上である財産の処分は、関係書類を提出することによって、係る法の承認を受けたとみなされ、補助金の返納を求めないというものであります。係る法とは、補助金適正化法第22条であります。

果たしてこれが、単県補助事業に対しても適用の範囲にあるかないかはわかりませんが、少なくとも 国の定め以上に県のそれが厳しいとは思いかねることに加えて、川面農産加工所は、設置から既に10 年以上が経過しているストックということからすれば、僅かながら、僅かながら、望みを得られるような気がいたします。

この施設を設置した補助事業の財産処分として、適正に対象となるか否か。また、その過程においては、複雑な諸手続もあるかと思いますが、ルールの許す範囲で、担当課として、今一度、御検討いただけることをお願い申し上げます。

公共施設の維持管理の在り方。そして、設置目的と需要の現状がかみ合っていない施設の保持運営については、繰り返しますが、地域需要を御考慮いただきながら、ルールの許す範ちゅうにおいて、今後も賢明な御判断をいただきますようお願い申し上げ、全ての質問を終わります。

- ○議長(土田正雄君) 続きまして, 1番田中輝夫君, お願いします。1番, 田中君。
- **〇1番(田中輝夫君)** 議席1番,田中でございます。通告に従い,新型コロナワクチン接種について と小田川付け替え工事についての2件について、質問をいたします。

まず、新型コロナワクチン接種状況につきましては、昨日の本会議の冒頭、町長から詳細に報告がありました。今回、質問を予定していたことのほとんどが報告がありましたが、あえて重複となりますが、 2、3点についてお尋ねいたします。

ワクチン接種ができない人は、明らかに発熱している人。重い急性疾患にかかっている人など。また、 ワクチン接種に注意が必要な人は、心臓、腎臓、肝臓などの基礎疾患のある人が該当します。

本町では、5月10日から受付を開始し、17日から65歳以上の方への新型コロナワクチンの接種が始まっています。

当初は、集団接種だけの計画でありましたが、5月中旬になり、町より、6月1日からは、個別接種も可能になったと、町の広報車で巡回していますし、また、広報やかげに折り込みチラシを入れ、周知も行っています。個別接種が可能となり、通院されている方が、掛かり付けの病院で接種できることになったのは良かったというふうな声も聞いております。

ワクチン接種は原則インターネット予約ですが、コールセンターに電話を掛けての予約もできます。 現状のネット予約及びコールセンターへの問合せ状況はどうなのか。そして、ワクチン接種は、原則住 民票に記載された自治体とされており、接種券も住民票の自治体に発送されますが、町民全員が住民票 の場所に居住しているとは限りません。県外には、学生や単身赴任者などがいると思います。住民票の 所在地以外でも接種できるのかどうか。本町の接種体制及び現在までの実施状況等と併せて、執行部に お尋ねいたします。

- **〇議長(土田正雄君)** 健康子育て課長。
- **〇健康子育て課長(小川公一君)** 1番,田中議員さんの御質問に健康子育で課からお答えいたします。 まず,1点目の御質問,ネット予約及びコールセンターへの問合せ状況でございますが,予約開始当

日は、電話が大変混み合った状況がございましたが、インターネット予約も多くて、午前中の3時間だけで1,146件の予約がございました。そして、初日1日で2,095件の予約ができております。そして、5月末までの集団接種の予約件数は、3,858件となっております。

次に、2点目の御質問ですが、住民票の所在市町村以外での接種でございますが、県内は相互乗り入れということで、市町村の枠を超えて医療機関での個別接種が可能な状況でございます。が、県を超えての場合、単身赴任や里帰り出産など、特別な事情がある方につきましては、お住まいの市町村へお申出をいただき、その市町村で接種を受けることができるようになっております。学生についても同じでございます。

次の御質問,矢掛町の接種体制と現在までの接種人数などの実施状況についてですが,接種体制につきましては,集団接種が一日最大270人の接種体制を執っておりまして,これ,集団接種でございます。町内の医療機関でも,個別接種のほうでも,1日100人程度は接種が可能な体制となっています。

集団接種の会場運営のほうは、民間のほうに委託をしておりまして、会場内には、健康観察を行う保健師などの町職員も配置をしており、合計で14名の職員を配置しております。

集団接種会場のワクチン接種という業務につきましては、矢掛病院への委託となっておりまして、最大で医師が3名、看護師が3名の配置となっております。集団接種での接種者数は、5月末現在で990人でございまして、施設の個別接種も入れますと、1,190人ということになります。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) はい。集団接種で 270 人, それから個別でも 100 人程度というふうなことで, 1日に 380 人とかそれくらいの方が接種できるという体制だというふうにお伺いしました。それで, 再質問させていただきますが, 個別ができたことで集団接種予約のキャンセル分が幾分かあるというふうなことを聞いております。コロナ感染には,大人だけでなく,子どもの人も当然,誰がかかるかわかりません。そういうふうな中で,特に学校関係。保育士とか学校関係の職員に,そのキャンセル分を優先的に接種するというふうなことは,考えられないのかというふうなことをお尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 健康子育て課長。

〇健康子育て課長(小川公一君) ワクチンを1本でも一人でも無駄にしないということで、キャンセル待ち登録などをしております。その中で、学校の先生とかにつきましては、ただいま材料を集めて検討中でございます。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) はい。検討中というふうなことでした。できるだけ早く,そういうふうな子どもたちに接する方への接種もしていただけたらというふうに思っております。それと,昨日の報告の中にもありましたが,一般対象者には,いつ頃から。6月の下旬ぐらいには予約が開始できるというふうな計画でありましたが,実際に接種するとなったらいつ頃の計画になるのか。それがわかれば,教えていただきたいと思います。

〇議長(土田正雄君) 健康子育て課長。

〇健康子育て課長(小川公一君) 一般の方への接種ということですが、昨日、町長の報告にもございました。まずは、基礎疾患のある方ですね。に、ついてですね、6月10日から予約を開始をし、60歳から64歳の方につきましては、15日から予約を開始をする。そして、それ以外の一般の方につき

ましては、6月22日から予約が開始できるように準備を進めてまいります。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) はい。いつから実施するというふうなことも明確には答えられないとは思いますが、一般接種の方にも早く進んでいるんだというふうなことで理解しております。ワクチン接種は、当初計画よりも早く進んでいるようですし、現在はまだ、65歳以上の人を対象に接種をしていますが、一般の方にも想定されていたよりも早く接種される見込みで進んでいると理解しております。

岡山県も、まだ、緊急事態宣言が継続されています。コロナワクチン接種後にも、ごくまれに感染したというふうな事例もあると聞いております。接種後もマスク着用、三密回避、手洗い等の注意が必要なのだと感じています。

また、厚生労働省から、令和3年6月1日より当初16歳以上であった接種対象年齢を、接種の日に満12歳以上に引下げ、対象者を拡大することを容認したというふうなことで報道されています。早く全員が対象になることを望んでいますし、このワクチンの医療従事に携われる方々の努力に感謝して、この質問を終わります。

次に、小田川の付け替え工事についての質問です。本町では、職員の人事交流で4月から新しく総合 政策監の役職を設置し、国土交通省職員の安部正和氏が着任されました。総合政策監、監とは、上から 見張るという意味もありますし、特別職ではありませんが、職務は副町長的な役職だというふうなこと も考えられます。

総合政策監として着任後、2か月です。矢掛町も人口減少が進行している町ではありますが、活力と魅力があるまちづくりを目指して、人口流出抑制などさまざま政策に取り組んでいます。2018年7月の西日本豪雨災害では、小田川の本流だけでなく、いくつもの支流の堤防が数個所決壊し、本町のみならず、他市町村も甚大な被害を受けました。現在、決壊した河川の堤防改修や高梁川との合流点での小田川付け替え工事が進んでいます。

今年は梅雨入りも早く来たことで、梅雨の期間も長く、雨量が多くなりはしないかと心配しています。 3年前のような豪雨が発生するのではないかとも併せて心配しており、改修付け替え工事については、 町民の関心は非常に高いと思っております。この堤防改修及び小田川付け替え工事の進捗状況及び今後 の矢掛町防災計画の観点から、この件の付け替え工事の進捗状況について、お尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 総合政策監。

〇総合政策監(安部正和君) 1番,田中議員さんの御質問でございます,小田川付け替え工事などの 進捗状況につきまして,お答えいたします。

国土交通省は、平成30年7月豪雨によりまして、小田川の堤防が決壊したことを受け、甚大な被害を受けた岡山県倉敷市真備町などにおいて、小田川合流点付け替え事業を含めた真備緊急治水対策などの取組を一層強力に推進するために、平成31年4月1日に高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所を新たに設置いたしました。

高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所によりますと、国土交通省管理区間における、小田川堤防復旧工事。こちらにつきましては、令和元年6月14日に完了しております。

そのほかの真備緊急治水対策に関する工事についてでございますが、令和5年度の完成を目標に事業を推進しており、今年5月18日現在で、真備町川辺地区から呉妹地区の間で進めております、堤防強化工事。こちらの工事進捗は、11パーセント。小田川と高梁川の合流位置を約4.6キロメートル下流

へ付け替える小田川合流点付け替え事業。こちらにおきましては、46パーセントとなってございます。 また、先ほど、議員より御紹介がありましたところですが、私は、この矢掛町のまちづくり全般を担 当いたします。まちづくりには、攻めと守りという取組がございます。観光振興などの攻めのまちづく り。このほか、防災などの守りのまちづくりでございます。

私は、平成30年7月豪雨災害時には、岡山県内において、また、翌年の令和元年には、関東地方を中心に甚大な被害が出ました台風19号による災害にございましては群馬県や埼玉県、昨年は広島県や山口県においてと、国土交通省職員として、災害時の陣頭指揮から後方支援、また災害直後の現場の調査や復旧に当たってまいりました。

これらの経験を踏まえてみましても、災害の対応は、河川改修、施設の耐震化といったハード面での 取組だけでなく、適時的確な情報の受発信といった、ソフト面での取組も重要なものであると考えおり ます。

例えば、現在、町内に配布いたしましたハザードマップを御確認いただいたり、スマートフォンのアプリであります"やかげナビ"。こちらをダウンロードいただいたり、高齢世帯などへの貸与を進めております、戸別受信機。こちらを御活用いただくことは、災害時などの情報ツールとして、防災の一助となりますので、一人でも多くの町民に御活用いただけますように、機会ある度に紹介してまいりたいと思います。

矢掛町の防災対応におきましては、今までの経験をいかして、役場の職員や町内の各組織とともに、 守りのまちづくりとして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 田中君。

〇1番(田中輝夫君) はい。いま,説明をいただきました。小田川の合流点の付け替えも46パーセントの進捗状況だというふうなことであります。これも令和5年を完成の目途にされている事業でありますが,やはりこの時期,梅雨時期ですから,雨が心配になるというふうなことで質問をさせていただきました。いま,総合政策監からの説明の中にあったんですが,防災計画の中に戸別受信機のことがありました。あれも被害があって先に設置したということもあります。しかし,その戸別受信機につきましても,使用者の人がいいように十分に把握しているのかというふうなことも考えられますし,また今後,その使用方法については,担当課のほうから何らかの説明とかがあったほうがいいのかなということも思っております。

いま、説明の中で、まちづくりはもちろんでありますが、河川・道路関係に精通されているので、矢掛町を通る国・県管轄の河川、道路に関することもお力添えをお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長(土田正雄君) 続きまして,5番石井信行君,お願いします。5番,石井君。

○5番(石井信行君) 5番,日本共産党の石井信行です。質問に入る前に,新型コロナに対するワクチンの接種,その予約,それから接種の具体的な作業が,町長からの報告にもありましたが,他の市町村と比べて迅速に,いま,進んでいることに対しては,健康子育て課の方々,それから矢掛病院の方々,それから医師会,開業医の方々に感謝と敬意を申し上げるとともに,外出を控え,できるだけ外に出ないように自粛を辛抱強くされて,この感染防止を少しでも広がらないようにということ,自粛を続けておられる町民の皆さんにも敬意を申し上げて質問に入ります。

1つ目,商店街と道の駅の駐車場についてお尋ねします。まず,商店街の有料化された駐車場についてです。混雑を避けるというふうな理由も挙げられておりました。有料化をされたこの駐車場は,有料化によって混雑の解消はされたか。あるいは,それから商店街や商店街利用者,観光客から歓迎されているかどうか。その点について,関係課にお尋ねします。

〇議長(土田正雄君) 産業観光課長。

○産業観光課長(妹尾一正君) 5番,石井議員さんの第1点目の御質問,商店街の駐車場について,産業観光課からお答えします。おもてなし第1駐車場 旧第1駐車場及びおもてなし第2駐車場 旧矢掛商業高校跡地の駐車場の有料化については、昨年の12月議会の一般質問でもお答えしましたとおり、矢掛の商店街の中心部の混雑や長時間駐車などの課題解決のため、また、周辺に分散している既存駐車場への有効利用の促進、路上駐車やうろつき車両による交通阻害の解消を図ることを目的として、昨年度、駐車場有効利用システムを導入したものでございます。3月28日、日曜日の道の駅山陽道矢掛宿の開業に合わせ、おもてなし第1駐車場及びおもてなし第2駐車場を有料化により運用を開始しました。運用開始により、目的の無い長時間駐車を避け、駐車の分散が図られて、道の駅の駐車場への集中といった混雑の解消につながったものと考えております。混雑の解消は、商店街、商店街利用者、観光客の利便性の向上。そういったことに寄与していることから、多くの方に歓迎いただいているものと産業観光課としては考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

○5番(石井信行君) いま、長期駐車とかが無くなった、分散化ができたというふうなお答えでしたが、実際に私がずっと聞いて回った限りでは、さまざまな声がありまして、いま、言われたような中身ではありませんでした。

いくつか挙げます。「1時間を超えたら有料になったので、お客さんが、時間が気になってゆっくり出来んのじゃと言われて、急いで帰られる」それから、「道の駅は無料で、まちのは有料。何で観光客はお金を取らんのんで。町民からは料金を取るのか」、「何のために有料化したのか」、「道の駅は、夜中、特定の人がいつも停めとるし、大型のところはトラックの運転手が寝る場所になっとんで」、「コロナで客足が大幅に減っているのに、誰がええ言うたんか有料化されてから、矢掛町内の人の来店がぐっと減ってしまった。町は商店街の足を引っ張るのか」という声も聞きました。

「観光でまちを発展させると言っても、住んどる人だけが我慢したんでは不公平じゃないか」,「まちなかの駐車場のゲートを、そっくり道の駅に持っていってもらえんだろうか」という声もありました。

「道が広くなったせいか、家の前に駐車されて出入りもできん時がある」自分の家がです。自分のうちの車がですよ。「家の前のブロックが壊されて困っている」という声も聞きました。

「土日は11時頃から、車が駐車場に入り始めて、2時頃にピークになるが、4時になったらガラガラになる。平日は、ほとんどガラガラだと。それでも年間400万は維持管理だけで掛かる。持ち出しは確実じゃと思うよ」という声も聞きました。

「前にも有料化してブーイングが出て無料化したんだから、今回もできるんじゃないか。ぜひ、無料化に戻してほしい」という声も聞きました。

「駐車料金の近隣市町村を見ると、終日で500円から800円だ、せめて。1,000円はちょっと高すぎる。ワンコインであれば、ちょっとは気分的には違うと思う」というふうな声もありました。

「100円駐車券を町と商店街とで、半分ずつ出し合ってみたらどうか」という声も聞きました。

さまざまな意見が出されていますが、有料化を歓迎する声は、私は1件も聞くことができませんでした。少し時間を掛けてもいいから、町民の声をしっかりと聞いて、無料化に戻すことも含めて、駐車場の在り方を考え直すべきではありませんか。

- ○議長(土田正雄君) 今の内容は、石井議員、通告には無料化うんぬんは無いんですが。
- **〇5番(石井信行君)** はい。わかりました。ぜひ、この駐車場の在り方について、町民の声を聞いて、 検討していただきたいということをお願いして、次の質問に移ります。

もうひとつの道の駅の駐車場についてです。この道の駅の駐車場は、西から来ても、東から来ても、南から来ても、植木に隠れて駐車場の空きの表示――"空"ですね。「空きの表示が見えにくいよ」とよく言われます。私の友人も何人か、新しいのが出来たんだって行ってきたんですが、「どの駐車場のことかもわかりにくいし、その掲示板、表示そのものが見えにくい」と言われました。せっかく新しくできたのに何とか対応できないものか、お尋ねします。

〇町長(山野通彦君) 建設課長。

〇建設課長(渡邉孝一君) それでは、5番議員、石井議員さんの2点目の御質問、道の駅の駐車場の空きを表示している案内板が、植木に隠れてよく見えないし、空きがどこの駐車場を示しているのかよくわからないといった苦情を聞かされるが対応を問う、との御質問について、建設課よりお答えをさせていただきます。

御質問にお答えをさせていただく前に、3月28日の開業以来、約2か月を経過しておりますので、道の駅山陽道やかげ宿の現状について、少し御説明をさせていただければというふうに存じます。開業の前後は、多くのマスコミ等にも取り上げていただき、緊急事態宣言以降、来場者数は減少いたしておりますが、5月末までの来場者数は延べ6万5,749人であります。まるごと道の駅の玄関口として、多くの皆様に御利用いただいている状況でございます。

石井議員も御承知のとおり、山陽道やかげ宿は、飲食・物販を設けず、商店街で飲食・物販をお楽しみいただく、全国的にも珍しい、まるごと道の駅のコンセプトでございます。そのため、御来場いただいた方々からはさまざまな御意見を頂戴しております。皆様方から頂戴した貴重な御意見は、矢掛町、DMO、やかげまるごと商店街振興会、やかげ宿、備中西商工会で構成されます"やかげまるごと道の駅活性化推進委員会"に報告をさせていただき、今後の運営方針等に反映させてまいります。

先ほど御質問いただきました駐車場の件でございますけれども、山陽道やかげ宿のスタッフに確認したところ、そのような御意見は直接伺っておらず、参考になる御意見かと存じます。

外構に関しましては、デザイナーの水戸岡先生の御指示により、地元の植栽を多く取り入れ、環境に 配慮した植栽となっているため、新緑の季節を過ぎ、木々の成長による影響も考えられますので、まず は、すぐに出来る対応として、適宜剪定を行い、案内板等の視覚の確保に努めてまいります。

いずれにいたしましても、まだ開業2か月余りでございますので、これからますます、さまざまな御意見を町内外の皆様から頂戴することと思います。石井議員を始め、議員の皆様方には、まるごと道の駅のコンセプトをより御理解いただきまして、ぜひ、まるごと道の駅のアピールに御尽力を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 石井君。

〇5番(石井信行君) 剪定という適切な早い判断はありがたいんですが、この角度を変えるとか、場

所をちょっと考えるとかいうふうなことも、ぜひ、検討していただきたいということをお願いして、2 つ目の質問に移ります。

東川面の浄水場の工事の入札についてですが、多くの自治体で指名停止になっているフソウという株式会社を、予備指名に加えたのはなぜかということで、昨年の3月議会、それから、今年の3月議会で質問しましたが、町長さんからは、定かな答弁はされませんでしたので、再度お尋ねします。

山縣前副町長は、昨年の3月議会及び今年の2月の議会全員協議会で、「矢掛町はフソウを指名停止していないので、入札に参加できる。土木一式工事が営業停止になっても、水道工事は処分を受けていない」、そういう答弁をされました。

しかし、矢掛町建設工事等入札参加資格者指名停止要領第2条第1項で、町長は有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、指名停止を行うものとする。別表指名停止基準の9、次に掲げる者が町発注工事以外で談合の容疑により逮捕されたとき、と規定されております。指名停止をしなくてはならないのです。水道工事は処分を受けていないという話がありましたが、工種についての規定はありません。町は、フソウの指名停止を故意に怠ったのではないかと疑わざるを得ません。

さらに、指名停止要領第3条第3項には、下請人――第1項や、共同企業体の構成員――第2項が、 指名停止になったときは、共同企業体について指名停止を行うものとする、と規定されており、下請人 や、構成員に対する措置――指名停止や営業停止は、共同企業体そのものに及ぶことが明記されており ます。

この副町長からの発言の少し前に、町長は共同企業体のメリットとして、分離発注は責任が数社にわたる。 J V であれば責任は1社となる。 J V ですね、1社で J V と。共同企業体の連帯責任を説明されておられます。 フソウは共同企業体—— J V の代表構成員となるべき立場でありますから、当然指名停止すべきでした。

フソウは、一般職員2名の逮捕者を出して起訴され、2019年――令和元年7月8日。懲役10カ月、執行猶予3年の刑が確定しています。この時点で、建設業法第28条第1項第2号により、営業停止以上の行政処分がなされることが確定的でした。予備指名の通知を出す2か月も前のことです。入札に関わる職員も認知していたと思われます。

実際に10月11日付けで、国土交通省四国地方整備局から60日の営業停止処分がなされています。 営業停止の対象は、全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に関わるものですが、東川 面浄水場更新工事には土木一式工事も含まれていますから、共同企業体——JVとして、営業停止にな ります。もし、フソウが落札しておれば、契約業務や工事が2か月以上停止していました。

一般職員で構成する指名委員会で、そんなリスクのあるフソウを指名に加えるはずがありません。フソウを除く6社でもよかったはずです。そこには、指名権者の意向が働いていたとしか考えられません。なぜ、フソウを指名停止にせず、予備指名に加えたのか、聞かしていただきたい。

山野町長は「指名権は町長にはない」と、3月議会で答弁されましたが、地方自治法施行令第167条の12では、"普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない"と規定しており、また、矢掛町建設工事共同請負制度事務処理要綱第4条第2項に、町長は前項——入札参加資格ですが、前項の規定をみたす建設業者をもって共同企業体を構成する建設業者をこの構成員とすることができる、第9条の入札参加の指名ということで、"町長は、第7条の規定によ

る申請書を提出した者のうちから、入札に参加する共同企業体を指名するものとする"となっています。 町長が指名権を持っていることは明らかだと思います。最終権限が町長にあることは明白ですから。ま た、指名停止要領でも町長が指名停止を行うものとすると書かれています。最終責任者としてフソウを 指名停止せず、予備指名に参加させた理由をぜひお聞かせください。

〇議長(土田正雄君) 町長。

〇町長(山野通彦君) この質問に対しては、びっくりしています。いつも同じことばかし。1年かかりました。この件については、昨年度で全部整理をついたいうふうに思ってますし、たぶんここにおられる議員さんも、たぶん了解されておるというふうに思います。

いまのここの質問を書いとる内容については、2月の2日の全員協議会。会議録をしっかりと読みま した。おたくの質問の内容には、全部答えています。

石井議員の態度を見てますと、自分の言うことはわかっておる。それに回答したことに対して、自分 が理解しようとしてない。

今のですね、指名決定手順についてもですね。指名委員会の役割がある。最終的に決めてるのは、町 長です。それは、承認をするということを何回も言ってます。事務手順というのがわからずに、何もか にも話されてますし、それに、市町村にそれぞれ権限がある事業については、その当時の副町長のほう が、手順を踏んで、事情も何やかんや話をしておるということです。

よくしっかりと、今日、あえてですね、長々と説明しとる内容については、再度確認していただいて。 議長にも、ぜひ指導していただきたい。この内容は、しっかりとその回答になっておりますので。読ん でいただければ、情報的には理解しなきゃならない。

それから、今の指名の件については、よく読んでいただいて。この停止というのはですね、指名委員会の審議を経てというふうになってるので。審議の内容については、指名委員会の内容です。そこも理解を事務的にはできずにですね。何をもって言われてるか知らんけど。自分の都合の良いとこだけ出しては、どっちか言うたら私からしたら非常に迷惑。住民のほうへですね、いろんなことを話をされてですわ

本当に、質疑応答の2月2日には、「こっちの回答には話しません」ということを宣言しながら、そこで堂々と話をすれば良いものを。ただ、この案件だけはね、こう言われてありますよ。ほとんど答えない中で、議長のほうから「説明をしたらどうか」と言うたら、「フソウを入れたかっていうことに対するお答えを」というのは、質問されてんですよ。それに対して丁寧に説明してあります。その内容が、この内容です。しっかりと読んでいただいて。回答は済んでおりますので。

それから、正しく何も問題はない。それぞれの手順を踏んでやってますので。それからいま、先ほどはですね、なんか、落札しておったらという表現がありますけど、予備指名の段階で、そこへ落ちるわけはないでしょう。そこは、あなたの想像でものを言っとられる。慎重な発言がしなきゃならない事案ではないかなというふうに思ってますので。再度、じっくりと読んでいただきたいと思います。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 石井議員。

○5番(石井信行君) 恐らく、いま、町長言われたことは、フソウの件では、保守管理のことではないかと思いますが、この7社の中の1社ですよね、フソウは。他の6社では、保守ができないのか。できるのなら、営業停止が確定的なフソウを外すべきだったのではないか。工事の進行に支障のある業者

を, あえて加える。これは誰が見ても不自然だと思うんです。

そして、フソウと共同企業体を組んだ業者も、フソウが建設業法違反で営業停止になるという可能性があることは、長年の建設業関係者との経験から予想されたはずです。それでもフソウとJVを組んだ。これこそ、疑惑の中心ではありませんか。

特定の業者に落札させることを目的として入札に参加させれば、それは、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、平成14年の法律第101号第2条第5項の第2号 "契約の相手方となるべきものをあらかじめ指名すること"、第4号 "当該入札談合等を容易にする目的で、入札に参加するものとして指名した場合は、5年以下の懲役又は、250万円以下の罰金に処する"と、こう書かれております。

不自然な、このフソウの予備指名に係る町長の説明には、やはり、疑惑が残ると言わざるを得ません。 さらに、先ほども言いましたように、水道工事は営業停止になっていないということでしたが、町発 注工事以外で談合により、ということを書かれている、そのこと。それから、工事の工事費の増額の理 由なんですが、人件費が国の基準に合わなくなったから増額したというふうな話もありましたが、この いろいろ計算してみるとやはり、この額。今年度も予算は出されていますが。機械器具、材料費。この 材料比率が高いので、その労務費……

- ○議長(土田正雄君) 石井議員。質問の途中ですが、通告の範囲を超えております。
- **○5番(石井信行君)** はい、わかりました。いくつか疑問点が、私が出てきたので、そのことも含めて、やはり、私はまだ納得できないということを申し述べて、質問を終わります。
- **○議長(土田正雄君)** お諮りいたします。一般質問の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたい と思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、11時5分まで休憩いたしたいと思います。休憩。

午前10時53分 休憩 午前11時 5分 再開

- ○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。それでは、 2番髙月君、お願いします。 2番、髙月君。
- **〇2番(高月敏文君)** 議席2番,高月でございます。まず,新型コロナウイルスワクチン接種に当たって,医療関係者,矢掛町職員の方,多くの方々により,スムーズに進められていることに感謝いたします。また,県外から単身赴任されている方も矢掛町で接種できるかのように聞いております。なかなか進んでいると思っております。

あと,通告に従い,矢掛町の各種"けんしん"とは。健康診断とかがん検診についての質問と生ゴミの削減・減量化について質問をいたします。

まず、矢掛町の各種"けんしん"についてですが、矢掛町の各種"けんしん"は、どのような"けんしん"があり、どのくらいの町民が受診されているのか、お伺いいたします。また、矢掛町で個人受診できる人間ドック・脳ドックなどはどのようになっているのか。また、矢掛町の各種"けんしん"への勧奨及び受診しやすい体制づくりはどのようになされているのか。担当課の答弁をお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 健康子育て課長。

〇健康子育て課長(小川公一君) 2番,高月議員さんの御質問に健康子育て課からお答えいたします。 御質問の1点目,矢掛町の各種"けんしん"には,どのような"けんしん"があり,どのくらいの町 民が受診されているのかについてですが,"けんしん"には大きく2つの種類がございます。

一つは、病気の予防を目的にした健康診査。これは一般的には、健康診断と言われます。そして、も う一つは、病気の早期発見を目的にした検診。一般的には、検査と言われます。

矢掛町で実施しております"けんしん"には、生活習慣病の予防を目的にした健康診査と、がんの早期発見・早期治療を目的としたがん検診があります。さらに、健康診査には、国保の被保険者のうち40歳から74歳までの方を対象にした特定健康診査と75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者健康診査がございます。また、がん検診にも胃がんや肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんなどの検診がございます。

これらの"けんしん"の受診状況でございますが、国保の被保険者の特定健康診査につきましては、 令和元年度の実績で受診率は45.7パーセントでございます。後期高齢者の健康診査につきましては、同 じく令和元年度実績で受診率は28.38パーセントでございます。

次に、がん検診の受診状況ですが、こちらは平成30年度の実績になりますが、胃がん検診が12.4 パーセント、肺がん検診は11.1パーセント、大腸がん検診は11.4パーセント、子宮頸がん検診は18.3 パーセント、乳がん検診は24.1パーセントの受診率となっています。

特定健康診査及びがん検診とも国や県の受診率よりも高い数値となっております。

御質問の2点目ですが、矢掛町で個別受診できる人間ドック・脳ドックはどのようになっているかということでございますが、矢掛町で個別受診できるのは、現在のところ特定健康診査のみでございまして、がん検診や脳ドックは集団での実施となっています。脳ドックにつきましては、昨年度の実績で51人の方が受診されております。

御質問の3点目,矢掛町の各種"けんしん"の勧奨と受診しやすい体制づくりということでございますが,"けんしん"の受診勧奨としては,愛育委員さんによる戸別訪問や健康フェスタでの啓発のほか,広報紙やポスター掲示,有線放送などで受診勧奨を行っております。また,受診しやすい体制づくりとしては,夏に集団"けんしん"を実施した後,冬に追加の"けんしん"を実施しておりまして,町内の医療機関の御協力によります個別健診も実施しています。

このように、各種"けんしん"につきましては、可能な範囲ではございますが、回数や場所など利用できる機会を増やすことで受診しやすい環境づくり、体制づくりに努めております。

以上、よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 髙月君。

○2番(高月敏文君) 健康には多くの方々が、特に気をつけていると思います。そこで、町の"けんしん"と今は新型コロナウイルスのワクチン接種等の会場に使われている等ございますけど、積極的に多くの"けんしん"ができるように、いろいろと勧奨又は受診しやすい体制づくりを実施し、町民の健康づくりになれば良いと思っております。

今年の広報やかげの4月号に脳ドックで脳の病気を早期発見とあり、働き盛りの世代を対象とし、40から64歳とありましたが、最近では、70歳くらいまで皆さん元気で働く人が多くなりましたので、矢掛町の矢掛病院に委託されている脳ドックの対象年齢を40歳から70歳ぐらいまでにしたほうが、現実的ではないかと思っておりますので、要望といたしまして、70歳にしてほしいと思っており

ます。

以上で、1番目の質問は終わりたいと思います。

次に、生ゴミの削減・減量化について、質問をいたします。矢掛町の生ゴミ削減・減量化の推進はどのようになされ、補助事業等は活用されているのかについて、質問をいたします。

また、昨今SDG's等、物を大切にすることの中の一環として、生ゴミを減少することも考えられているのではないかと思っております。そのような中、矢掛町の取組を担当課の答弁をお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 町民課長。

〇町民課長(妹尾茂樹君) 2番, 髙月議員の御質問, 生ゴミの削減・減量化について, 町民課からお答えいたします。議員さんを始め, 町民の皆様方には, 日頃よりゴミの削減・減量化に御協力をいただき, 大変ありがとうございます。

ゴミの削減・減量化の推進でございますが、矢掛町環境衛生協議会と連携し、また、矢掛町一般廃棄物処理計画に基づき、資源ゴミのリサイクル促進と生ゴミなど排出時の軽量化、減量化に取り組んでおります。

矢掛町で発生するゴミの約7割が家庭から排出される可燃ゴミでございます。そして、家庭から排出される可燃ゴミの3割から4割程度が生ゴミと言われており、この生ゴミの約80パーセントが水分ともいわれております。この生ゴミを減らすことでゴミの重量が減少し、ゴミを処理する費用の軽減を図ることができます。

矢掛町では、この生ゴミの削減・減量化を図るため、発酵分解による生ゴミ処理容器――いわゆるコンポストやエコペールの購入費の一部補助。また、電気等による乾燥方式やバイオチップによるバイオ分解方式による生ゴミ処理機器の購入費の一部を補助する制度を設けております。それぞれ補助金の上限がございますが、いずれも購入費の3分の2を補助する制度でございます。最近では、乾燥方式やバイオ分解方式による生ゴミ処理機器が、10万円未満で購入できるものがございますので、町民課までお問合せいただければと思っております。また、この補助事業につきましては、広報やかげ4月号に掲載しておりますので、御覧いただければと思っております。

こうした補助制度やこれまでの啓発活動、そして、町民の皆さんの御協力によりまして、令和2年度のゴミステーションに排出された可燃ゴミでございますが、過去10年間で一番少ない排出量となりました。大変ありがとうございました。

こういった補助事業を御活用いただき、ゴミの削減・減量化に是非努めていただきたいと思っております。また、矢掛町としましても、今後も補助制度のPRや啓蒙活動を行い、ゴミの削減・減量化に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 髙月君。

〇2番(高月敏文君) 矢掛町もいろいろ生ゴミの削減・減量化に努めていることを理解しました。私は、生ゴミ処理器コンポスト、生ゴミ堆肥化容器のエコペールですかね、これのことはよく知っていましたが、生ゴミ処理機器を新たに設置するために購入した費用の一部を負担していただける。つまり、生ゴミ処理機器購入費補助事業。補助率3分の2の上限が6万円っていうのを、あまりよく知らなかったんですが、このことについては、広報やかげで、広報やかげの4月号に掲載されていました。このようなことを、矢掛町で生ゴミの削減・減量化が推進され、多くの方が生ゴミの減少、削減に関心を持つ

ことが重要だと思っております。そのことによって、生ゴミが削減できて、きれいなまちづくりに貢献できれば良いと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

- ○議長(土田正雄君) 続きまして、8番川上淳司君、お願いいたします。8番、川上君。
- **〇8番(川上淳司君)** 失礼します。議席8番の川上です。通告により、質問さしていただきます。

質問としましては、認知症の人が加害事故を起こした場合、家族への賠償の責任等の問題を、矢掛町 の現状についてお尋ねしたいと思います。

前回も、2019年12月に質問した内容と同じような内容になっておりますが、現在の状況を再質問をさせていただきます。現在、全国で602万人を超える認知症の高齢者を抱えていますが、2025年には700万人に達すると言われています。認知症の親が加害者となった場合、家族はその責任、賠償をどのように負わなければならないかが課題となっています。

例としましては、愛知県の91歳の男性が列車にひかれて亡くなったが、裁判所は、神奈川県在住長男と当時85歳の妻に720万円を鉄道会社に支払うように命じられました。この件は、最高裁において減額され、支払うことは無くなったそうですが、そういう事例がまずひとつあります。ほかに、郵便局へ行ってくると言って隣の家に放火し、裁判所の判決で和解が成立し、200万円支払った等の例があり、今後、矢掛町でも対応が迫られてくると思います。

前回質問時は、5市で対応をやっていられたようなんですが、ここで調べますと、全国でも61の市町村で対応を始められているようです。矢掛町でも早急な対応をしていくべきだと思い、再度質問さしていただきます。

また、厚生労働省によって、新オレンジプランというものがつくられていると聞きます。矢掛町での 取組状況について、お教えいただければと思います。

以上、よろしくお願いします。

- **〇議長(土田正雄君)** 福祉介護課長。
- **〇福祉介護課長(稲田由紀子君)** 8番,川上議員の御質問,認知症で他害した場合の家族への賠償請求に対する矢掛町の対応について,お答えいたします。

認知症の方の事件・事故に対する対応についてですが、国では、平成28年12月に、認知症高齢者等に係る関係省庁連絡会議において、認知症の方に限らず、責任能力と賠償責任に関する厚生省の行政上の課題等も含めた議論が必要であり、責任能力にかかわりなく、幅広く損害をカバーする仕組みについては、生活のあらゆる場面が想定される中で制度的な対応は難しく、今後、実態を注視しながら検討するとしています。

そして、その対策として、令和元年6月に決定した、認知症政策推進大綱の中で、認知症の発症に備える民間保険や、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間の損害賠償保険が普及していくよう、各保険会社の取組を後押ししていくとしています。

町としましても、民間の保険が第一と考えます。認知症の方が起こした事件、事故に対する民間の個人賠償責任保険は、さまざまなものがあります。保険料は、年額1,000円程度から1万円を超えるものまで。また、単独の保険や自動車保険、火災保険、生命保険に付帯されるものまで、さまざまです。起こり得る損害の備えとして、それぞれ個人の方が必要とされるものを検討していただくのが良いと考えます。

議会初日の町長報告にありましたとおり、第8期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を本年3月に策定し、その中で、認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症への理解を深めるための普及啓発、予防の推進、認知症の早期発見、早期対応体制の充実を図っていくよう定めています。この計画にのっとり、施策を推進してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、新オレンジプランについてですが、これは平成27年1月に厚生労働省が関係11府省庁と共同で、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し策定されています。

新オレンジプランは、7つの柱からなっており、対象期間を2025年までとし、施策を総合的に推進しています。7つの柱とは、"1、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 2、認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 3、若年性認知症施策の強化 4、認知症の人の介護者への支援 5、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 6、認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進 7、認知症の人やその家族の視点の重視"からなっています。

これらの認知症施策に対して、町では認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人や その家族を優しく見守る認知症サポーターを平成21年度から養成しております。平成27年度からは、 対象を小学生に拡大し、認知症キッズサポーターの養成を行っており、認知症を通じて人を思いやる気 持ちを学んでもらっています。

また、予防の推進として、認知症予防教室の開催や広報紙やパンフレットを活用し、認知症予防に関する情報提供を行っています。認知症の容態に応じた適切なサービスの提供の流れを示した認知症ケアパスを作成し、普及啓発のための出前講座を行っています。そして、認知症の方の自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に配置し、早期対応体制を構築しております。

また、介護者の悩みで多い徘徊への対策として、平成30年度には、行方不明者情報提供依頼メール、令和元年度には、小型GPS内蔵靴購入費補助金制度を新設し、介護者への支援を行っております。この小型GPS内蔵靴購入費補助金制度は、始まって2年が経過しましたが、今までの補助実績は3件となっております。ホームページや広報、窓口で周知広報を行ってきましたが、今年度は、より効果的な普及啓発を図っていきたいと考えております。

町地域包括支援センターは、高齢者の方が住み慣れた矢掛町で、その人らしい生活を送るために設置された相談機関です。認知症等少しでも気になることがございましたら、お気軽に御相談をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇議長(土田正雄君) 川上君。

〇8番(川上淳司君) 稲田課長には異動されたばかりで、御回答大変だったと思いますが、前回質問 と同じような御回答になったのは、少し残念でした。

まず一つですが、先ほど靴の中に入れるGPS発信機のことが出ましたが、今現在、iPhone のユーザーだけなんですけど、徘徊を防止する対策として、エアータグというふうな、こんなちっちゃな丸いタグがありまして、それをどこか何かへ、ポケットとかそういうふうな所へ、ポンと入れておけば、iPhone 同士で通信しながら探しながらしていただくような装置もあるようなんで、iPhone ユーザーに限りって

いうことになりますけど、そういうふうな安価なものもありますので、対策としてお考えになられたらどうでしょうかというのが、ひとつの提案でございます。

また、一番最初の一番重要な問題なんですが、認知症の人が加害事故を起こした場合の矢掛町での対応は、どのように行っていくかの説明はありましたが、身近に迫っている現状を把握できていないように思えます。先ほども、全国で61の市町村で対応を始められていると話しましたが、ここの岡山県で一番近い総社市で、いま、対応をされています。

一番、認知症モデルでモデル的にみると、認知症の神戸モデルについて、少しだけお話をさせていただきたいと思います。認知症の人が事故を起こした際の費用を救済する神戸市の施策が、2019年から本格始動しております。それが、今後の認知症対策の要するに基本となってくるのかなあというふうな感じがしておりますが、まだまだ、それの対応まではいっておりませんので、矢掛町も今後そういうようなモデル――神戸モデルを参考にして、今後、新しいモデルを矢掛町モデルというかたちで作っていかれたらというふうなことを御提案させていただきます。

そして、先ほどの中で、最終的にオレンジプランの御質問をさしていただいた中で、内容をしっかりやっていただいたと思っておりますが、ひとつ御提案は、65歳以上の町民が、小学生で言いますと全国一斉テストをやっておりますけど、そういうふうなやり方で、町民一斉認知症テストみたいなことをして、自分がどのレベルに合いるのかっていうのも、やっぱし把握していくことが大事なんかなあってことが一番思いますので、今後のフレイル対策にもつながっていくと思いますが、ここで提案させていただいて、今後の対策として、考えてみてはいかがでしょうかというふうな御意見を付けさしていただきます。

本当に稲田課長,大変ありがとうございました。福祉介護課という新しい課ができまして,これから,ますます介護が楽しく,町民の笑顔が増えるようにしていただくように,これからの御活躍を期待して,私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長(土田正雄君) 続きまして,9番浅野 毅君お願いいたします。9番,浅野君。

〇9番(浅野 毅君) それでは、9番、浅野 毅でございます。歴史的風致維持向上計画認定について、提案あるいは質問をさしていただきたいと思います。これは、平成30年の12月とそれから、本年3月にも、同様な質問さしていただいておりますが、若干被る面もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律。これを歴史まちづくり法というふうに一般的に呼んでおりますんで、以下、この歴史まちづくり法ということで、話を進めさしていただきます。

歴史まちづくり法においては、歴史的風致向上計画の認定を受けることの意義等をこれから論じてまいります。歴史まちづくり法とはどのようなものか、簡単に申し上げますと、平成20年の5月に公布されまして、11月に施行ということで、非常に新しい、比較的新しい法律でございます。

この法は、国交省、文科省、農水省の共管——共同でつくったという意味なんですかね。共管であるというふうにあります。認定書は、3省の連名でやっておるようです。私も認定書はちょっと見さしてもらったんですが、本当に3名の連名の大臣の名前で認定され、出しておられるということでございます。

これは、省庁の枠を超えて地域の発展をサポートするということの表れだと思います。歴史まちづくり法第1条に目的が記載されておりますが、歴史的風致の維持及び向上を図るためということでござい

ます。歴史的風致とは、簡単に話をしますと、良好な市街地の環境と定義付けております。矢掛でいうと重伝建のみならず、周辺も含め環境整備をすべしということでもあろうかと思います。

これまでも、文化財保護法、景観法、古都保護法がありましたが、これらは歴史的建造物の復元や文化財の周辺の整備などには、十分に対応しきれなかったと言われております。これを補うべく、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画に基づき、国が支援をするための法律が歴史まちづくり法と言えると思います。

また、言い換えれば、3省庁共管の法律でありますので、まちづくり行政と文化財行政が連携し、歴史的風致を後世に継承するまちづくりの取組を国が実現するための法律と言えます。今までは得てして、それぞれのまちづくり行政とか、文化財行政が別々っていうことが多かったんですけど、協力してやりましょうというような趣旨であろうと思います。

歴史的風致維持向上計画を作成する上での要件や内容は、歴史まちづくり法第5条第2項に記載されております。主なものは、歴史的風致の維持及び向上に関する方針、重点区域の位置及び区域、文化財の保存又は活用に関する事項、それから歴史的風致向上施設の整備又は管理に関する事項、それから計画等々がございます。ここで言う重点区域は、重要文化財、重要有形文化財又は史跡、名勝、天然記念物、そして、指定された建造物の用に供される土地又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域と、その周辺の土地の区域のことを言います。その周辺の土地というのが、肝だろうと思います。地域まちづくり法においては、文化財の周辺における取組ということがポイントになってまいります。

歴史的風致維持向上計画作成にあたっては、文化財を的確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて、総合的に活用するための基本的な構想を作成することが望まれております。具体的には、歴史文化基本構想。それに基づく、文化財保存活用地域計画を策定することが、第一歩のようであります。

これは余談なんですが、町内の民間有志の方々によって、矢掛の文化財の掘り起こしが行われているようですが、文化財保存活用地域計画策定の基礎資料になるのではないかと期待をいたしております。

計画が認定されれば、都市再生整備計画事業等の補助率において、優遇されるようです。どのぐらい 優遇されるかはいろいろございます。ちなみに、矢掛町の都市再生整備計画事業が現在進行中で、令和 5年までの計画が現在進行しておりますが、当町では、重伝建地域、無電柱化、道の駅の三大事業によ り、矢掛の発信力が高まってきておりますが、歴史的風致維持向上計画を申請し認定されれば、より"歴 史かおる文化のまち"にふさわしいまちになり、ますます注目されるまちになると思っております。

3月時点で、84市町村が認定を受けておりまして、県内では津山市、高梁市の2市でございます。 ほかに高山市とか、金沢、萩、松山市等、比較的文化都市が多いと思われます。これについて、見解を 関係課に問います。

以上です。

〇議長(土田正雄君) 教育課長。

〇教育課長(藤原徳忠君) 9番,浅野議員の歴史まちづくり法により,歴史的風致維持向上計画を策定し,認定を得ればと考えるが見解は,という御質問に対して,教育課からお答えします。

この法律は、一般的に歴史まちづくり法、あるいは歴まち法とも言われていますが、この御質問につきましては、平成30年12月議会、そして令和3年3月議会において、浅野議員さんから同様の御質問があり、歴史まちづくり法の目的・内容、それから交付金など各種の支援制度について御説明したところでございます。議員さんの御質問にもありましたとおり、重伝建の地区選定、それから主要な区間

の無電柱化,そして道の駅が完成した今,これらを中心とした歴史まちづくりをどう進めていくのか。 矢掛町の今後の課題の一つであるということは、論をまたないところであります。

この計画を策定する上で、重要なポイントが2つあると考えております。

1つ目は、自治体の振興計画――矢掛町で言えば、矢掛町第6次振興計画の後期基本計画でありますが、こういう行政計画との整合性を取ること。つまり、これに対応できる庁舎内連携あるいは横断的な組織体制の構築だと考えております。先進地の事例をみますと、福島県白河市では、建設部直轄で歴史まちづくり、中心市街地の活性化、空き家対策、文化財など、各部門の連携によるまちづくりを推進するための組織編制を行い、対応しました。また、山口県の萩市では歴史的風致維持向上支援法人の立ち上げ。滋賀県彦根市では、法定協議会を組織して計画策定を進めたという自治体もございます。

2つ目のポイント。これにつきましては、地域の住民や町民が計画策定に参加できる体制の構築だと 考えております。単に町民の意見を聞くというだけではなく、町民が主役となり、行政とともに歴史を いかした地域づくりに、計画や事業のさまざまな段階で関わっていくことが重要ではないかというふう に考えております。

本年度は、重伝建の地区が選定され、修理・修景など補助事業のスタートの年でございます。4月20日の補助事業の説明会では52人の方の参加があり、そのうち、事業希望者、これが約20件程度ございました。こういったことをみますと、町民の方々の期待をひしひしと感じているところでございます。

そういう状況でございますので、まずは重伝建の補助制度を軌道に乗せるべく、そして、住民の方の 期待に沿うよう努力していく所存でありますが、歴史まちづくり法の重要性は十分理解できるところで ありますので、今後、計画の策定につきましては研究していきたいと考えております。

以上でございます。

〇議長(土田正雄君) 浅野君。

〇9番 (浅野 毅君) 教育課長のほうから、非常に的確な丁寧な回答をいただきまして、非常にありがとうございます。今後は、先ほどおっしゃられましたように、組織などは私から申し上げるのはあれなんですが、まちづくり行政、それから教育行政が、一緒になってやるということがポイントかと思います。

最近、いつだったかあれですけど、文化財保護法もそういう組織をするべしというような情報があったような気がしますんで、今後ともそういう方向で、ひとつ行政を進めていっていただければと思います。

以上です。

○議長(土田正雄君) 以上で、通告のありました方々からの一般質問は、全て終了いたしました。 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日の午前9時30分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前11時41分 散会

令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会(第3号)

1. 会議招集日時 令和3年6月4日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(散会) 午前 9時40分

3. 議員の出欠状況

議席番号		氏	名		出欠等 の 別	議席 番号		氏	名		出欠等の別
HH 77					Δ2 W1	田刀					^> 70.1
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	Щ	部	多喜	多夫	出
7	花	Щ	大	志	出	8	Ш	上	淳	司	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山野通彦 嶋山英二 教 長 企画財政課長 松嶋良治 健康子育て課長 小 川 公 一 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲田欽也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 総務防災課長代理 立川人士 石 井 亮太郎 企画財政課財政係長

総合政策監 安部正和 総務防災課長 堀 賢 一 町民課長 妹 尾 茂 樹 福祉介護課長 稲 田 由紀子 建設課長 渡邉孝一 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 西山弘之 矢 掛 寮 長 企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文

書

記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(矢掛町税条例等の一部を改正する

条例制定)

- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第3号)}
- 日程第2 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起 について
- 日程第3 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定について
 - 議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)について
 - 議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について

午前9時30分 開議

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労様です。 本日の出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(矢掛町税条例等の一部を改正する 条例制定)

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて {令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第3号)}

○議長(土田正雄君) 日程第1,議案第42号及び議案第43号を一括議題といたします。これは、説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第42号及び議案第43号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて(矢掛町税条例等の一部を改正する条例制定)及び議案第43号、専決処分の承認を求めることについて{令和2年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第3号)}は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起 について

○議長(土田正雄君) 日程第2,議案第44号,矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の 請求に係る訴えの提起についてを議題とします。

この際、お諮りいたします。議案第44号については、秘密会を開いて審査いたしたいと思います。 秘密会を開くには、地方自治法第115条の規定により出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し、か つ討論を用いないで可否を決定することに規定されております。よって、直ちに起立により採決いたし ます。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立所定数以上]

○議長(土田正雄君) はい,ありがとうございました。出席議員は11名であり、その3分の2は8名であります。

ただいまの起立者は11名であり、所定数以上であります。よって、秘密会を開くことは可決されま した。 それでは、議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人の退場をお願いいたします。

[退場]

[以下秘密会]

○議長(土田正雄君) 秘密会により退場した者が入場するため、暫時休憩いたします。休憩。 〔暫時休憩〕

[入場]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号は、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号、矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

- 日程第3 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子 育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 制定について
 - 議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号) について

議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)について

○議長(土田正雄君) 日程第3,議案第45号から議案第55号までを一括議題といたします。 これも説明が終わっておりますので,直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第45号から議案第55号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第46号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第59号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について、議案第53号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第54号、令和3年度矢掛町が護保険特別会計補正予算(第5号)について、議案第55号、令和3年度矢掛町荷院事業会計補正予算(第2号)について、議案第55号、令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

○議長(土田正雄君) 本日予定しておりました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は、10日の木曜日、午前9時30分から 再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、10日の木曜日、午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため、各常任委員会が次の日程で開催されます。7日の月曜日、総務文教常任委員会が午前9時30分から、産業福祉常任委員会が午後1時30分から、どちらも3階大会議室で行われます。また、予算決算常任委員会が、8日の火曜日、午前9時30分から、3階大会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会といたします。皆さん、御苦労さまでした。

午前 9時40分 散会

令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会(第4号)

- 1. 会議招集日時 令和3年6月10日 午前9時30分
- 2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分

(議事) 午前 9時30分

(閉会) 午前10時 1分

3. 議員の出欠状況

議席		氏	名		出欠等	議席		氏	名		出欠等
番号					の別	番号					の別
1	田	中	輝	夫	出	2	髙	月	敏	文	出
3	原	田	秀	史	出	4	小	塚	郁	夫	出
5	石	井	信	行	出	6	山	部	多喜	夫	出
7	花	Ш	大	跳	出	8	Ш	上	淳	旦	出
9	浅	野		毅	出	1 0	土	田	正	雄	出
1 1	山	野	豊	久	出	1 2					

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山野通彦 嶋山英二 教 育 長 企画財政課長 松嶋良治 健康子育て課長 小 川 公 一 産業観光課長 妹 尾 一 正 上下水道課長 平 井 勝 志 矢掛病院事務長 稲田欽也 介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之 総務防災課長代理 立川人士 石 井 亮太郎 企画財政課財政係長

総合政策監安部正和 総務防災課長 堀 賢 一 町民課長 妹 尾 茂 樹 福祉介護課長 稲 田 由紀子 建設課長 渡邉孝一 教 育 課 長 藤原徳忠 会計管理者 奥村栄治 西山弘之 矢 掛 寮 長 企画財政課長代理 河 上 昌 弘

5. 出席した事務局職員

議会事務局長 守屋裕文

書 記 大 嵩 勇 人

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係

る訴えの提起について

- 日程第2 委員長報告 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制 定について
 - 議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例制定について
 - 議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定 について
 - 議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について
 - 議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
 - 議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)について
 - 議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)に ついて

午前9時30分 開議

○議長(土田正雄君) 皆さん、おはようございます。今月4日の本会議に引き続き、御苦労様です。 ただいまの出席議員は、11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

日程第1 委員長報告 議案第44号 矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係 る訴えの提起について

○議長(土田正雄君) 日程第1,議案第44号,矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の 請求に係る訴えの提起についてを議題といたします。

この際,お諮りいたします。議案第44号については,秘密会を開いて審議いたしたいと思います。 秘密会を開くには,地方自治法第115条の規定により出席議員の3分の2以上の多数の議決を要し,か つ討論を用いないで可否を決定することと規定されております。よって,直ちに起立により採決いたし ます。

秘密会を開くことに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立所定数以上]

〇議長(土田正雄君) はい,ありがとうございました。出席議員は11名であり、その3分の2は8名であります。

ただいまの起立者は11名であり、所定数以上であります。よって、秘密会を開くことは可決されま した。

それでは、議員、事務局職員及び関係説明員以外の諸君並びに傍聴人の退場を願います。

[退場]

[以下秘密会]

○議長(土田正雄君) 秘密会により退場した者が入場するため、暫時休憩いたします。休憩。 [暫時休憩]

[入場]

○議長(土田正雄君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから, 採決を行います。

お諮りいたします。議案第44号,矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起については,委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号、矢掛町定住促進住宅の明渡し請求及び滞納家賃等の請求に係る訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

日程第2 委員長報告 議案第45号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について

議案第46号 矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制 定について

議案第47号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第48号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第49号 矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

する条例制定について

議案第50号 矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定 について

議案第51号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第52号 令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について

議案第53号 令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第54号 令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号) について 議案第55号 令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号) に

ついて

○議長(土田正雄君) 次に、日程第2、議案第45号から議案第55号までを一括議題とし、委員長報告を行います。これらは、去る4日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。それではまず、総務文教常任委員長、髙月敏文君、お願いいたします。2番、髙月君。

〇2番(髙月敏文君) それでは、命によりまして、総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る6月4日の本会議において付託を受けました,議案第45号,矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての1件について,6月7日,総務文教常任委員会を開催し,全委員出席のもと,関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。議案第45号,矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定についての審査では,「マイナンバーカード再発行手数料はどのように徴収されるのか」とか「マイナンバーカード再発行についての概略は?」といった質疑がありましたが,審査の結果,内容そのものに異議を唱えるものはなく,全会一致で了といたしました。

以上が,総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら, 他の委員に補足をお願いいたしまして,総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長(土田正雄君) 次に,産業福祉常任委員長,原田秀史君,お願いいたします。3番,原田君。○3番(原田秀史君) それでは,産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る6月4日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第46号から議案第51号までの議案の審査のため、6月7日に産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと、関係職員から説明を聴取しながら慎重に審査を行いましたので、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第46号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についての審査では、子育て支援センターの常時の利用人数、また、移転先の設備の状況等についての質疑応答がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第47号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て 支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑応答 はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第48号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、コロナに係る傷病手当の該当者についての質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に,議案第49号,矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑応答はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第50号、矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定についての審査では、経過措置に対する質疑がありましたが、内容に対する異議はなく、全会一致で了といたしました。

次に、議案第51号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての審査では、質疑応答はなく、全会一致で了としました。

以上が,産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら, 他の委員の補足をお願いいたしまして,産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

- ○議長(土田正雄君) 次に、予算決算常任委員長、田中輝夫君、お願いいたします。 1番、田中君。○1番(田中輝夫君) それでは、命によりまして、予算決算常任委員会委員長報告をいたします。
- 6月4日の本会議におきまして、予算決算常任委員委員会に付託を受けました、議案第52号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)について、議案第53号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第54号、令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)について、議案第55号、令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)についての4議案審査のため、去る8日の午前9時30分より予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと、町長以下関係職員の出席を求め、質疑応答により慎重に審議いたしました。

審査の過程では、さまざまな質疑応答が行われましたが、質疑の詳細な内容につきましては、会議録 を御覧いただくこととして、ここでの説明は概要報告のみさせていただきます。

まず、議案第52号、令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)についてでありますが、商工費の中、道の駅一周年記念イベントの委託先。山陽道やかげ宿賑わい創出事業補助の目的と支出先。観光費のうち、委託料と使用料とでの組替え理由。総務費の中、防災対策施策事業の中溝排水路改修事業の概要。教育費の中、重要文化財管理運営団体特別支援金の概要説明、美術館特別展が補正となった理由などについての質疑応答がありました。審査の結果、本議案の審査を了とすることに賛成する者に起立を求めると、賛成多数で原案を了といたしました。

議案第53号,令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてと、議案第54号,令和3年度矢掛町病院事業会計補正予算(第2号)についてと、議案第55号,令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)についての3議案は、特段の質疑もなく、この議案の審査を了とすることに賛成するものに起立を求めると、3議案とも全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託された4議案の審査の概要であります。執行部におかれましては、本委員会での意見や要望に十分留意をいただき、適切な執行に努められますよう求めるものであります。 補足すべき事項がありましたら、他の委員に補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長(土田正雄君) それぞれ委員長から、付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(土田正雄君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。5番,石井君。

〇5番(石井信行君) 議案第52号,令和3年度の一般会計補正予算(第2号)についての反対討論

を行います。令和3年度一般会計補正予算(第2号)についての反対の中身は、商工費の中に、山陽道やかげ宿にぎわい創出事業補助金として、1,865 万1,000 円が計上されています。支出先は、DMO一一観光交流推進機構です。令和3年度の一般会計の当初予算にDMO事業補助金として、1,486 万9,000円が投入されています。同じ3月に追加上程された補正予算(第1号)では、1,653 万円が追加され、その上に今回の補正による1,865 万1,000円が追加されています。それを合計しますと、5,005 万円になります。職員2名のDMOにソフト事業5,000万円は、あまりにも過大な予算ではないか。また、これらの予算投入によって、町民の営業、暮らしがどう潤ってくるのか。町財政への税収が、どう増えてくるのか。さらには、まちづくりの今後がどうなるのか。全体の見取り図が町民の前に明らかにされてもいません。したがって、この商工費のDMOへの補助金の追加増額1点をもって、令和3年度一般会計補正予算(第2号)への反対討論といたします。

以上です。

○議長(土田正雄君) 議案第52号に関して, 賛成の討論はありませんか。1番, 田中君。

〇1番(田中輝夫君) 賛成の立場で、発言さしていただきます。観光産業賑わいのまちづくりは、町の重要な政策であります。高齢化・人口減少が進む矢掛町においても、観光客及び交流人口が増加となることは、地元の商店街も含めて恩恵を受け、活性化するものであります。従来までは、観光客の受入れ態勢、宿泊施設、食事場所等々が少し不十分でありましたが、徐々に整備されてきました。

また、交流人口が増加すると移住者の移住希望につながることも期待ができます。DMOが中心となって観光振興策など実施しているので、それらに対する助成も必要であり、今回の補正予算額は妥当だと判断するものであります。

それに、一次補正、当初予算ありましたが、一次補正にしてもコロナ関連の補正予算だと思いますし、 それらについてのDMO等についての助成も必要だというふうなことで、賛成の立場で討論させてもらいました。

〇議長(土田正雄君) 議案第52号に対して、ほかに賛成反対の討論はありませんか。

[12]

その他の議案に対する。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第52号については、討論がありましたので、議案第45号から 議案第51号までの条例改正案件7件、議案第53号から議案第55号までの補正予算案件3件につい てを、議案第52号から分離して、採決を行います。

お諮りいたします。討論のなかった議案第45号から議案第51号まで条例改正案件及び議案第53号から議案第55号までの補正予算案件については、委員長報告は、これを可とするものでありますので、それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号、矢掛町子育て支援センター設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、矢

掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、矢掛町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、矢掛町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第53号、令和3年度矢掛町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、議案第54号、令和3年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算(第1号)については、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成、それぞれ討論がありましたので、議 案第52号について、起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第52号,令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

[起立]

○議長(土田正雄君) はい,ありがとうございました。起立多数と認めます。御着席ください。よって,議案第52号,令和3年度矢掛町一般会計補正予算(第2号)については,原案のとおり可決されました。

○議長(土田正雄君) お諮りします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会での調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会の継続審査と決しました。

さらに、お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第3回矢掛町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(土田正雄君) 異議なしと認めます。よって,第3回矢掛町議会第2回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり, 町長から御挨拶があります。町長。

〇町長(山野通彦君) 令和3年第3回矢掛町議会第2回定例会につきましては、9日間の会期でありましたが、上程いたしました固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてなど、計18議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり決定いただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました、貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分に検討させていただきたいと存じますので、一層の御支援と御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

さて、矢掛町では、観光振興や人口減少対策などさまざまな施策につきまして、町民を始め、議会の 御理解と御協力をいただきながら職員共々一体となって、まちづくりに取り組んでおります。

道の駅 山陽道やかげ宿が開業し2か月余り、現在、緊急事態宣言の発令はありますが、今後もまるごと道の駅の玄関口として、観光地としての魅力を発信するとともに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられるよう、矢掛町の明るい未来のため、努めてまいりたいと考えております。

そして、これからしばらくの間、台風発生などによる風水害への注意も必要となってまいります。 町民の皆様には、災害時の気象情報などに十分注意を払っていただきますようお願いいたすとともに、 防災関係者の御協力をいただきながら、万全を期してまいります。

今後、夏場へ向かうにつれて、暑さも増してまいりますが、議員の皆様におかれましては、どうぞ、 お体を大切にされ、御健康でお過ごしくださいますようお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶といたし ます。

本日は、ありがとうございました。

○議長(土田正雄君) 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後、10時20分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には3階大会議室に御参集ください。皆さん、お疲れでございました。

午前10時 1分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員